

# 資料 1 高等専門学校・高等専修学校における修学支援状況 に関するアンケート単純集計結果

谷田川 ルミ

## 1 はじめに

本調査では、高等学校のほかに、国公私立の高等専門学校 9 校と私立の高等専修学校 12 校にも修学支援の状況を聞いている。以下においては、高等専門学校と高等専修学校の修学支援の状況を設置者（国立、公立、私立）別に集計した結果を示す。

サンプル数が少ないため、割合や平均値の数字とともに回答数も分かるように全ての表において回答者数を明記してある。解釈が難しいため、分析という形式を取らず、単純集計の結果のみを示してある。

なお、数値データについては、断りのない限り「回答者のみ」の分析となっている。

|        | 設置者             |               |                 |               | 合計 |
|--------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|----|
|        | 国立<br>(国立大学法人立) | 公立<br>(市区町村立) | 公立<br>(公立大学法人立) | 私立<br>(学校法人立) |    |
| 高等専門学校 | 5               | 1             | 1               | 2             | 9  |
| 高等専修学校 | 0               | 0             | 0               | 10            | 10 |
| 合計     | 5               | 1             | 1               | 12            | 19 |

## 2 生徒の状況

### (1) 在籍する生徒の状況

① 在籍する生徒のうち、学校の所在する都道府県に居住している生徒数

(単位：人)

|       | N  | 平均値   |
|-------|----|-------|
| 高専・国立 | 5  | 16.4  |
| 高専・公立 | 2  | 106.5 |
| 高専・私立 | 2  | 102.5 |
| 専修学校  | 10 | 9.3   |

② 生活保護世帯の在学学生

2013年

|       | N  | 平均値 (人) | 不明の%   |
|-------|----|---------|--------|
| 高専・国立 | 5  | —       | 100.0% |
| 高専・公立 | 2  | —       | 100.0% |
| 高専・私立 | 2  | 0.0     | 50.0%  |
| 専修学校  | 10 | 0.0     | 50.0%  |

2017年

|       | N | 平均値 (人) | 不明の%  |
|-------|---|---------|-------|
| 高専・国立 | 5 | 0.2     | 80.0% |
| 高専・公立 | 2 | 2.5     | 50.0% |
| 高専・私立 | 2 | 0.0     | 50.0% |
| 専修学校  | 9 | 0.2     | 44.4% |

③ 児童養護施設出身、または在籍している在学生

2013年

|       | N  | 平均値 (人) | 不明の%   |
|-------|----|---------|--------|
| 高専・国立 | 5  | 0.0     | 80.0%  |
| 高専・公立 | 2  | —       | 100.0% |
| 高専・私立 | 2  | 0.0     | 50.0%  |
| 専修学校  | 10 | 0.0     | 40.0%  |

2017年

|       | N | 平均値 (人) | 不明の%   |
|-------|---|---------|--------|
| 高専・国立 | 5 | 0.6     | 40.0%  |
| 高専・公立 | 2 | —       | 100.0% |
| 高専・私立 | 2 | 0.5     | 50.0%  |
| 専修学校  | 9 | 0.0     | 22.2%  |

④ 在学中に何らかの奨学金を受給していた生徒

2013年

|       | N  | 平均値 (人) | 不明の%  |
|-------|----|---------|-------|
| 高専・国立 | 5  | 44.6    | 0.0%  |
| 高専・公立 | 2  | 82.5    | 50.0% |
| 高専・私立 | 2  | 86.0    | 50.0% |
| 専修学校  | 10 | 0.2     | 70.0% |

2017年

|       | N | 平均値 (人) | 不明の%  |
|-------|---|---------|-------|
| 高専・国立 | 5 | 36.4    | 0.0%  |
| 高専・公立 | 2 | 51.0    | 50.0% |
| 高専・私立 | 1 | 153.0   | 0.0%  |
| 専修学校  | 9 | 5.7     | 44.4% |

※無回答1

(2) 中退者の状況

① 中退者数

2013年

|       |     | 1年生の中退者数 | 2年生の中退者数 | 3年生の中退者数 |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 高専・国立 | 平均値 | 2.0      | 2.0      | 4.6      |
|       | N   | 5        | 5        | 5        |
| 高専・公立 | 平均値 | 1.5      | 7.0      | 6.0      |
|       | N   | 2        | 2        | 2        |
| 高専・私立 | 平均値 | 5.5      | 9.0      | 2.5      |
|       | N   | 2        | 2        | 2        |
| 専修学校  | 平均値 | 2.2      | 1.1      | 0.3      |
|       | N   | 9        | 9        | 8        |

2016年

|       |     | 1年生の中退者数 | 2年生の中退者数 | 3年生の中退者数 |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 高専・国立 | 平均値 | 2.6      | 3.0      | 5.8      |
|       | N   | 5        | 5        | 5        |
| 高専・公立 | 平均値 | 4.5      | 6.5      | 4.0      |
|       | N   | 2        | 2        | 2        |
| 高専・私立 | 平均値 | 4.0      | 4.0      | 7.5      |
|       | N   | 2        | 2        | 2        |
| 専修学校  | 平均値 | 1.5      | 1.7      | 0.0      |
|       | N   | 8        | 7        | 6        |

② 中退率

2013年

|       | N  | 合計   |
|-------|----|------|
| 高専・国立 | 5  | 1.6% |
| 高専・公立 | 2  | 1.3% |
| 高専・私立 | 2  | 3.4% |
| 専修学校  | 10 | 3.2% |

2016年

|       | N  | 合計   |
|-------|----|------|
| 高専・国立 | 5  | 2.1% |
| 高専・公立 | 2  | 1.3% |
| 高専・私立 | 2  | 3.0% |
| 専修学校  | 10 | 2.5% |

(3) 大学等進学者に係る給付奨学金の推薦、選考対象者の状況

|       |     | 給付奨学金の推薦者数 | 給付奨学金の選考対象数 |
|-------|-----|------------|-------------|
| 高専・国立 | 平均値 | 1.0        | 3.4         |
|       | N   | 5          | 5           |
| 高専・公立 | 平均値 | 1.5        | 3.0         |
|       | N   | 2          | 2           |
| 高専・私立 | 平均値 | 0.0        | 0.0         |
|       | N   | 2          | 2           |
| 専修学校  | 平均値 | 0.9        | 0.6         |
|       | N   | 10         | 10          |

3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、担当職員の状況

(1) スクールカウンセラー

常勤スクールカウンセラー数（単位：校数）

|    | 高専・国立 | 高専・公立 | 高専・私立 | 専修学校 |
|----|-------|-------|-------|------|
| 0人 | 5     | 2     | 1     | 8    |
| 1人 | 0     | 0     | 1     | 2    |

非常勤スクールカウンセラー配置（単位：校数）

|        | 高専・国立 | 高専・公立 | 高専・私立 | 専修学校 |
|--------|-------|-------|-------|------|
| 配置している | 5     | 2     | 1     | 5    |

常勤・非常勤スクールカウンセラー月あたり勤務日数（配置校のみ平均）

|      | 高専・国立 | 高専・公立 | 高専・私立 | 専修学校 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 勤務日数 | 1     | 1     | 1     | 2.2  |

(2) スクールソーシャルワーカー

常勤スクールソーシャルワーカー配置校 0校

非常勤スクールソーシャルワーカー配置校

|        | 高専・国立 | 高専・公立 | 高専・私立 | 専修学校 |
|--------|-------|-------|-------|------|
| 配置している | 1     | —     | 1     | 1    |

常勤・非常勤スクールソーシャルワーカー一月あたり勤務日数 (配置校のみ平均)

|      | 高専・国立 | 高専・公立 | 高専・私立 | 専修学校 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 勤務日数 | 0.5   | 1     | 1     | 0.5  |

(3) 担当職員

常勤担当職員数 (平均) (単位: 人)

|     | 高専・国立 | 高専・公立 | 高専・私立 | 専修学校 |
|-----|-------|-------|-------|------|
| 職員数 | 2.6   | 3.0   | 0.25  | 1.2  |

非常勤担当職員数 0人 (無回答: 高等専修学校1校) □

4 就学支援金、奨学給付金の受給対象の状況

(1) 就学支援金受給生徒数、辞退者数

|       |     | 高等学校等就学支援金の受給生徒数 | 高等学校等就学支援金の辞退者数 |
|-------|-----|------------------|-----------------|
| 高専・国立 | 平均値 | 435.2            | 16.8            |
|       | N   | 5                | 5               |
| 高専・公立 | 平均値 | 622.0            | 136.0           |
|       | N   | 2                | 2               |
| 高専・私立 | 平均値 | 312.0            | 84.5            |
|       | N   | 2                | 2               |
| 専修学校  | 平均値 | 78.6             | 4.6             |
|       | N   | 10               | 9               |

(2) 奨学給付金対象人数と実際の受給者数

|       |     | 奨学給付金 対象人数 | 実際の受給者数 |
|-------|-----|------------|---------|
| 高専・国立 | 平均値 | 199.8      | 46.67   |
|       | N   | 5          | 3       |
| 高専・公立 | 平均値 | 417        | 77.0    |
|       | N   | 2          | 2       |
| 高専・私立 | 平均値 | 34.5       | 27.0    |
|       | N   | 2          | 1       |
| 専修学校  | 平均値 | 14.8       | 16.44   |
|       | N   | 10         | 9       |

## 5 就学支援金・奨学給付金の周知方法

### (1) 就学支援金

|                        |                          | 類型     |        |        |        | 合計     |
|------------------------|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                        |                          | 高専・国立  | 高専・公立  | 高専・私立  | 専修学校   |        |
| 全生徒に案内を文書で配布・案内している    | していない                    | 0      | 0      | 0      | 2      | 2      |
|                        | している                     | 5      | 2      | 2      | 7      | 16     |
|                        |                          | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 22.2%  | 11.1%  |
|                        |                          | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 77.8%  | 88.9%  |
| PTAや保護者会等で説明している       | していない                    | 4      | 2      | 2      | 7      | 15     |
|                        | している                     | 1      | 0      | 0      | 2      | 3      |
|                        |                          | 80.0%  | 100.0% | 100.0% | 77.8%  | 83.3%  |
|                        |                          | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%   | 22.2%  | 16.7%  |
| 問い合わせ担当者を置き、質問に対応している  | していない                    | 1      | 0      | 1      | 3      | 5      |
|                        | している                     | 4      | 2      | 1      | 6      | 13     |
|                        |                          | 20.0%  | 0.0%   | 50.0%  | 33.3%  | 27.8%  |
|                        |                          | 80.0%  | 100.0% | 50.0%  | 66.7%  | 72.2%  |
| 担任がホームルーム等で説明する        | していない                    | 5      | 2      | 2      | 8      | 17     |
|                        | している                     | 0      | 0      | 0      | 1      | 1      |
|                        |                          | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 88.9%  | 94.4%  |
|                        |                          | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 11.1%  | 5.6%   |
| 教育委員会のホームページを案内している    | していない                    | 5      | 2      | 2      | 10     | 19     |
|                        | している                     | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                        |                          | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
|                        |                          | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   |
| 学校のホームページで案内している       | していない                    | 2      | 1      | 2      | 5      | 10     |
|                        | している                     | 3      | 1      | 0      | 4      | 8      |
|                        |                          | 40.0%  | 50.0%  | 100.0% | 55.6%  | 55.6%  |
|                        |                          | 60.0%  | 50.0%  | 0.0%   | 44.4%  | 44.4%  |
| 入学前に書類を配布して案内している      | していない                    | 0      | 0      | 0      | 2      | 2      |
|                        | している                     | 5      | 2      | 2      | 7      | 16     |
|                        |                          | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 22.2%  | 11.1%  |
|                        |                          | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 77.8%  | 88.9%  |
| 学校で独自の説明資料を作成して、案内している | していない                    | 3      | 1      | 1      | 5      | 10     |
|                        | している                     | 2      | 1      | 1      | 4      | 8      |
|                        |                          | 60.0%  | 50.0%  | 50.0%  | 55.6%  | 55.6%  |
|                        |                          | 40.0%  | 50.0%  | 50.0%  | 44.4%  | 44.4%  |
| 記載内容                   | 学校説明会で紹介                 | 0      | 0      | 0      | 1      | 1      |
|                        |                          | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 10.0%  | 5.3%   |
|                        | 辞退申出者から一筆も<br>らい全員提出まで連絡 | 0      | 0      | 0      | 1      | 1      |
|                        |                          | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 10.0%  | 5.3%   |
|                        | 新生徒には仮入学時に<br>説明         | 0      | 0      | 1      | 0      | 1      |
|                        | 0.0%                     | 0.0%   | 50.0%  | 0.0%   | 5.3%   |        |
|                        | あてはまらない                  | 5      | 2      | 2      | 10     | 19     |
|                        |                          | 100.0% | 100.0% | 50.0%  | 80.0%  | 84.2%  |
| その他                    | していない                    | 5      | 2      | 1      | 7      | 15     |
|                        | している                     | 0      | 0      | 1      | 2      | 3      |
|                        |                          | 100.0% | 100.0% | 50.0%  | 77.8%  | 83.3%  |
|                        |                          | 0.0%   | 0.0%   | 50.0%  | 22.2%  | 16.7%  |

(2) 奨学給付金

|                        |          | 類型          |             |             |              | 合計           |
|------------------------|----------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
|                        |          | 高専・国立       | 高専・公立       | 高専・私立       | 専修学校         |              |
| 受給資格者のみに案内を配布している      | していない    | 2<br>40.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 3<br>30.0%   | 5<br>26.3%   |
|                        | している     | 3<br>60.0%  | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 7<br>70.0%   | 14<br>73.7%  |
| 全生徒に案内を文書で配布・案内している    | していない    | 4<br>80.0%  | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 7<br>70.0%   | 15<br>78.9%  |
|                        | している     | 1<br>20.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 3<br>30.0%   | 4<br>21.1%   |
| PTAや保護者会等で説明している       | していない    | 5<br>100.0% | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 10<br>100.0% | 19<br>100.0% |
|                        | している     | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    |
| 保護者面談等で個別に各保護者に説明している  | していない    | 5<br>100.0% | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 8<br>80.0%   | 17<br>89.5%  |
|                        | している     | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 2<br>20.0%   | 2<br>10.5%   |
| 問い合わせ担当者を置き、質問に対応している  | していない    | 2<br>40.0%  | 2<br>100.0% | 1<br>50.0%  | 5<br>50.0%   | 10<br>52.6%  |
|                        | している     | 3<br>60.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0%  | 5<br>50.0%   | 9<br>47.4%   |
| 担任がホームルーム等で説明する        | していない    | 5<br>100.0% | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 10<br>100.0% | 19<br>100.0% |
|                        | している     | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    |
| 教育委員会のホームページを案内している    | していない    | 5<br>100.0% | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 10<br>100.0% | 19<br>100.0% |
|                        | している     | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    |
| 学校のホームページで案内している       | していない    | 3<br>60.0%  | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 8<br>80.0%   | 15<br>78.9%  |
|                        | している     | 2<br>40.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 2<br>20.0%   | 4<br>21.1%   |
| 入学前に書類を配布して案内している      | していない    | 5<br>100.0% | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 9<br>90.0%   | 18<br>94.7%  |
|                        | している     | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 1<br>10.0%   | 1<br>5.3%    |
| 学校で独自の説明資料を作成して、案内している | していない    | 4<br>80.0%  | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 7<br>70.0%   | 15<br>78.9%  |
|                        | している     | 1<br>20.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 3<br>30.0%   | 4<br>21.1%   |
| 記載内容                   | 学内掲示     | 1<br>20.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%    | 1<br>5.3%    |
|                        |          | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 1<br>10.0%   | 1<br>5.3%    |
|                        | 提出するまで連絡 | 4<br>80.0%  | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 9<br>90.0%   | 17<br>89.5%  |
|                        |          | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 1<br>10.0%   | 2<br>10.5%   |
| その他                    | 学内掲示     | 1<br>20.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%    | 1<br>5.3%    |
|                        | 提出するまで連絡 | 4<br>80.0%  | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 9<br>90.0%   | 17<br>89.5%  |

## 6 就学支援金・奨学給付金の申請書類を出さなかった生徒への働きかけ

### (1) 就学支援金の申請書類を出さなかった生徒への働きかけ

|                    | 類型          |            |            |            | 合計         |
|--------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
|                    | 高専・国立       | 高専・公立      | 高専・私立      | 専修学校       |            |
| なるべく生徒全員の書類が揃うまで督促 | 5<br>100.0% | 1<br>50.0% | 1<br>50.0% | 2<br>40.0% | 9<br>64.3% |
| 督促を行っている           | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0% | 1<br>50.0% | 3<br>60.0% | 5<br>35.7% |
| 督促は行っていない          | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%  |

### (2) 奨学給付金の申請書類を出さなかった生徒への働きかけ

|            | 類型          |             |             |            | 合計          |
|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|            | 高専・国立       | 高専・公立       | 高専・私立       | 専修学校       |             |
| 教員         | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   |
| 事務職員       | 5<br>100.0% | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 4<br>80.0% | 13<br>92.9% |
| 教員と事務職員の両方 | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 1<br>20.0% | 1<br>7.1%   |
| 督促は行っていない  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   |

## 7 就学支援金・奨学給付金の効果

### (1) 就学支援金

#### 就学支援金の効果(1)

|                               |            | 類型     |        |       |       | 合計    |
|-------------------------------|------------|--------|--------|-------|-------|-------|
|                               |            | 高専・国立  | 高専・公立  | 高専・私立 | 専修学校  |       |
| 経済的理由による高校中退・<br>長期欠席の予防・減少   | 効果があった     | 0      | 1      | 0     | 2     | 3     |
|                               |            | 0.0%   | 50.0%  | 0.0%  | 20.0% | 15.8% |
|                               | 少しは効果があった  | 1      | 0      | 0     | 4     | 5     |
|                               |            | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%  | 40.0% | 26.3% |
|                               | あまり効果はなかった | 1      | 0      | 0     | 1     | 2     |
|                               |            | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 10.5% |
| 貴校志願者の増加                      | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 2     | 2     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 20.0% | 10.5% |
|                               | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 3     | 3     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 30.0% | 15.8% |
|                               | あまり効果はなかった | 1      | 0      | 0     | 3     | 4     |
|                               |            | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%  | 30.0% | 21.1% |
| 生徒の家計の負担軽減                    | 効果があった     | 3      | 2      | 0     | 8     | 13    |
|                               |            | 60.0%  | 100.0% | 0.0%  | 80.0% | 68.4% |
|                               | 少しは効果があった  | 1      | 0      | 0     | 1     | 2     |
|                               |            | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 10.5% |
|                               | あまり効果はなかった | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  |
| 生徒のアルバイトの減少                   | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |
|                               | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 2     | 2     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 20.0% | 10.5% |
|                               | あまり効果はなかった | 0      | 0      | 0     | 3     | 3     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 30.0% | 15.8% |
| 高校卒業後の大学・短大・専門学校等<br>進学希望者の増加 | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |
|                               | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |
|                               | あまり効果はなかった | 0      | 0      | 0     | 4     | 4     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 40.0% | 21.1% |
|                               | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 0     | 1     |
|                               |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 0.0%  | 5.3%  |
|                               | わからない      | 5      | 2      | 1     | 4     | 12    |
|                               |            | 100.0% | 100.0% | 50.0% | 40.0% | 63.2% |



就学支援金の効果（２）

|                    |            | 類型     |        |       |       | 合計    |
|--------------------|------------|--------|--------|-------|-------|-------|
|                    |            | 高専・国立  | 高専・公立  | 高専・私立 | 専修学校  |       |
| 生徒の学業に取り組む姿勢の改善    | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |
|                    | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |
|                    | あまり効果はなかった | 1      | 0      | 0     | 5     | 6     |
|                    |            | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%  | 50.0% | 31.6% |
| 部活や課外活動の参加率の上昇     | 効果はなかった    | 1      | 0      | 1     | 0     | 2     |
|                    |            | 20.0%  | 0.0%   | 50.0% | 0.0%  | 10.5% |
|                    | わからない      | 3      | 2      | 1     | 3     | 9     |
|                    |            | 60.0%  | 100.0% | 50.0% | 30.0% | 47.4% |
|                    | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |
| 学習塾などの学校外教育の利用の上昇  | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  |
|                    | あまり効果はなかった | 0      | 0      | 0     | 4     | 4     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 40.0% | 21.1% |
|                    | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 0     | 1     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 0.0%  | 5.3%  |
| 低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実 | わからない      | 5      | 2      | 1     | 5     | 13    |
|                    |            | 100.0% | 100.0% | 50.0% | 50.0% | 68.4% |
|                    | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  |
|                    | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |
| 低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実 | あまり効果はなかった | 0      | 0      | 0     | 2     | 2     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 20.0% | 10.5% |
|                    | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 1     | 2     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 10.0% | 10.5% |
|                    | わからない      | 5      | 2      | 1     | 6     | 14    |
|                    |            | 100.0% | 100.0% | 50.0% | 60.0% | 73.7% |
| 低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実 | 効果があった     | 0      | 1      | 0     | 6     | 7     |
|                    |            | 0.0%   | 50.0%  | 0.0%  | 60.0% | 36.8% |
|                    | 少しは効果があった  | 1      | 0      | 0     | 1     | 2     |
|                    |            | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 10.5% |
|                    | あまり効果はなかった | 0      | 0      | 0     | 2     | 2     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 20.0% | 10.5% |
| 低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実 | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 0     | 1     |
|                    |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 0.0%  | 5.3%  |
|                    | わからない      | 4      | 1      | 1     | 1     | 7     |
|                    |            | 80.0%  | 50.0%  | 50.0% | 10.0% | 36.8% |

## (2) 奨学給付金

### 奨学給付金の効果(1)

|                         |                           | 類型     |        |        |       | 合計    |       |
|-------------------------|---------------------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
|                         |                           | 高専・国立  | 高専・公立  | 高専・私立  | 専修学校  |       |       |
| 経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少 | 効果があった                    | 1      | 0      | 0      | 2     | 3     |       |
|                         |                           | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%   | 22.2% | 17.6% |       |
|                         | 少しは効果があった                 | 0      | 0      | 0      | 4     | 4     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 44.4% | 23.5% |       |
|                         | あまり効果はなかった                | 0      | 1      | 0      | 0     | 1     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 100.0% | 0.0%   | 0.0%  | 5.9%  |       |
|                         | 効果はなかった                   | 1      | 0      | 1      | 0     | 2     |       |
|                         |                           | 20.0%  | 0.0%   | 50.0%  | 0.0%  | 11.8% |       |
|                         | わからない                     | 3      | 0      | 1      | 3     | 7     |       |
|                         |                           | 60.0%  | 0.0%   | 50.0%  | 33.3% | 41.2% |       |
|                         | 生徒の家計の負担軽減                | 効果があった | 4      | 2      | 0     | 6     | 12    |
|                         |                           |        | 80.0%  | 100.0% | 0.0%  | 66.7% | 66.7% |
| 少しは効果があった               |                           | 1      | 0      | 0      | 2     | 3     |       |
|                         |                           | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%   | 22.2% | 16.7% |       |
| あまり効果はなかった              |                           | 0      | 0      | 0      | 0     | 0     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  |       |
|                         | 効果はなかった                   | 0      | 0      | 1      | 0     | 1     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 50.0%  | 0.0%  | 5.6%  |       |
|                         | わからない                     | 0      | 0      | 1      | 1     | 2     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 50.0%  | 11.1% | 11.1% |       |
|                         | 生徒のアルバイトの減少               | 効果があった | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                         |                           |        | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 11.1% | 5.9%  |
| 少しは効果があった               |                           | 0      | 0      | 0      | 1     | 1     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 11.1% | 5.9%  |       |
| あまり効果はなかった              |                           | 0      | 0      | 0      | 3     | 3     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 33.3% | 17.6% |       |
|                         | 効果はなかった                   | 0      | 1      | 1      | 0     | 2     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 100.0% | 50.0%  | 0.0%  | 11.8% |       |
|                         | わからない                     | 5      | 0      | 1      | 4     | 10    |       |
|                         |                           | 100.0% | 0.0%   | 50.0%  | 44.4% | 58.8% |       |
|                         | 高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加 | 効果があった | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                         |                           |        | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 11.1% | 5.9%  |
| 少しは効果があった               |                           | 0      | 0      | 0      | 1     | 1     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 11.1% | 5.9%  |       |
| あまり効果はなかった              |                           | 0      | 0      | 0      | 2     | 2     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 22.2% | 11.8% |       |
|                         | 効果はなかった                   | 0      | 0      | 1      | 0     | 1     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 50.0%  | 0.0%  | 5.9%  |       |
|                         | わからない                     | 5      | 1      | 1      | 5     | 12    |       |
|                         |                           | 100.0% | 100.0% | 50.0%  | 55.6% | 70.6% |       |
|                         | 生徒の学業に取り組む姿勢の改善           | 効果があった | 0      | 0      | 0     | 2     | 2     |
|                         |                           |        | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 22.2% | 11.8% |
| 少しは効果があった               |                           | 0      | 0      | 0      | 1     | 1     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 11.1% | 5.9%  |       |
| あまり効果はなかった              |                           | 1      | 0      | 0      | 3     | 4     |       |
|                         |                           | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%   | 33.3% | 23.5% |       |
|                         | 効果はなかった                   | 0      | 0      | 1      | 0     | 1     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 50.0%  | 0.0%  | 5.9%  |       |
|                         | わからない                     | 4      | 1      | 1      | 3     | 9     |       |
|                         |                           | 80.0%  | 100.0% | 50.0%  | 33.3% | 52.9% |       |
|                         | 部活や課外活動の参加率の上昇            | 効果があった | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                         |                           |        | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 11.1% | 5.9%  |
| 少しは効果があった               |                           | 0      | 0      | 0      | 0     | 0     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  |       |
| あまり効果はなかった              |                           | 0      | 0      | 0      | 3     | 3     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 33.3% | 17.6% |       |
|                         | 効果はなかった                   | 0      | 0      | 1      | 0     | 1     |       |
|                         |                           | 0.0%   | 0.0%   | 50.0%  | 0.0%  | 5.9%  |       |
|                         | わからない                     | 5      | 1      | 1      | 5     | 12    |       |
|                         |                           | 100.0% | 100.0% | 50.0%  | 55.6% | 70.6% |       |

奨学給付金の効果（２）

|                                   |            | 類型     |        |       |       | 合計    |
|-----------------------------------|------------|--------|--------|-------|-------|-------|
|                                   |            | 高専・国立  | 高専・公立  | 高専・私立 | 専修学校  |       |
| 学習塾などの学校外教育の<br>利用の上昇             | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  |
|                                   | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 11.1% | 5.9%  |
|                                   | あまり効果はなかった | 0      | 0      | 0     | 2     | 2     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 22.2% | 11.8% |
| 修学旅行や学校行事への<br>参加率の上昇             | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 0     | 1     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 0.0%  | 5.9%  |
|                                   | わからない      | 5      | 1      | 1     | 6     | 13    |
|                                   |            | 100.0% | 100.0% | 50.0% | 66.7% | 76.5% |
|                                   | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 11.1% | 5.9%  |
| 生徒が新しい制服・通学鞆や学校用<br>品を揃えられるようになった | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  |
|                                   | あまり効果はなかった | 1      | 0      | 0     | 4     | 5     |
|                                   |            | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%  | 44.4% | 29.4% |
|                                   | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 0     | 1     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 0.0%  | 5.9%  |
| 学校への納付金の未納や<br>延滞が減少した            | わからない      | 4      | 1      | 1     | 4     | 10    |
|                                   |            | 80.0%  | 100.0% | 50.0% | 44.4% | 58.8% |
|                                   | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 11.1% | 5.9%  |
|                                   | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 6     | 6     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 66.7% | 35.3% |
| 低所得世帯の生徒の学校選択の<br>幅の充実            | あまり効果はなかった | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  |
|                                   | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 0     | 1     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 0.0%  | 5.9%  |
|                                   | わからない      | 5      | 1      | 1     | 2     | 9     |
|                                   |            | 100.0% | 100.0% | 50.0% | 22.2% | 52.9% |
| 学校への納付金の未納や<br>延滞が減少した            | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 5     | 5     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 55.6% | 29.4% |
|                                   | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 2     | 2     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 22.2% | 11.8% |
|                                   | あまり効果はなかった | 1      | 0      | 0     | 0     | 1     |
|                                   |            | 20.0%  | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%  | 5.9%  |
| 低所得世帯の生徒の学校選択の<br>幅の充実            | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 1     | 2     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 11.1% | 11.8% |
|                                   | わからない      | 4      | 1      | 1     | 1     | 7     |
|                                   |            | 80.0%  | 100.0% | 50.0% | 11.1% | 41.2% |
|                                   | 効果があった     | 0      | 0      | 0     | 3     | 3     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 33.3% | 17.6% |
| 低所得世帯の生徒の学校選択の<br>幅の充実            | 少しは効果があった  | 0      | 0      | 0     | 3     | 3     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 33.3% | 17.6% |
|                                   | あまり効果はなかった | 0      | 1      | 0     | 2     | 3     |
|                                   |            | 0.0%   | 100.0% | 0.0%  | 22.2% | 17.6% |
|                                   | 効果はなかった    | 0      | 0      | 1     | 0     | 1     |
|                                   |            | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 0.0%  | 5.9%  |
| 低所得世帯の生徒の学校選択の<br>幅の充実            | わからない      | 5      | 0      | 1     | 1     | 7     |
|                                   |            | 100.0% | 0.0%   | 50.0% | 11.1% | 41.2% |

## 8 就学支援金・奨学給付金への意見

### (1) 就学支援金

|  |           | 類型          |             |             |            | 合計          |
|--|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|  |           | 高専・国立       | 高専・公立       | 高専・私立       | 専修学校       |             |
| 保護者にとって制度がわかりにくい                             | そう思う      | 3<br>60.0%  | 1<br>50.0%  | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%  | 5<br>27.8%  |
|  | ややそう思う    | 1<br>20.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0%  | 3<br>33.3% | 5<br>27.8%  |
|  | あまりそう思わない | 1<br>20.0%  | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%   | 2<br>22.2% | 4<br>22.2%  |
|  | そう思わない    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 4<br>44.4% | 4<br>22.2%  |
|  |           |             |             |             |            |             |
| 保護者に必要な情報が届いていない                             | そう思う      | 2<br>40.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0%  | 1<br>12.5% | 4<br>23.5%  |
|  | ややそう思う    | 1<br>20.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 2<br>25.0% | 3<br>17.6%  |
|  | あまりそう思わない | 1<br>20.0%  | 1<br>50.0%  | 1<br>50.0%  | 3<br>37.5% | 6<br>35.3%  |
|  | そう思わない    | 1<br>20.0%  | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%   | 2<br>25.0% | 4<br>23.5%  |
|  |           |             |             |             |            |             |
| 高校の事務負担が大きい保護者に必要な情報が届いていない                  | そう思う      | 5<br>100.0% | 2<br>100.0% | 2<br>100.0% | 3<br>33.3% | 12<br>66.7% |
|  | ややそう思う    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 3<br>33.3% | 3<br>16.7%  |
|  | あまりそう思わない | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 2<br>22.2% | 2<br>11.1%  |
|  | そう思わない    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 1<br>11.1% | 1<br>5.6%   |
|  |           |             |             |             |            |             |
| 低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ | そう思う      | 2<br>50.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0%  | 1<br>14.3% | 4<br>26.7%  |
|  | ややそう思う    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0%  | 3<br>42.9% | 4<br>26.7%  |
|  | あまりそう思わない | 1<br>25.0%  | 2<br>100.0% | 0<br>0.0%   | 3<br>42.9% | 6<br>40.0%  |
|  | そう思わない    | 1<br>25.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 1<br>6.7%   |
|  |           |             |             |             |            |             |
| 所得制限によって、高所得家庭からの不満が寄せられた                    | とてもそう思う   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   |
|  | ややそう思う    | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>12.5% | 2<br>11.8%  |
|  | あまりそう思わない | 2<br>40.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0%  | 2<br>25.0% | 5<br>29.4%  |
|  | そう思わない    | 3<br>60.0%  | 1<br>50.0%  | 1<br>50.0%  | 5<br>62.5% | 10<br>58.8% |
|  |           |             |             |             |            |             |

(2) 奨学給付金

|  |           | 類型         |             |            |            | 合計         |
|--|-----------|------------|-------------|------------|------------|------------|
|  |           | 高専・国立      | 高専・公立       | 高専・私立      | 専修学校       |            |
| 対象者にとって制度がわかりにくい                           | そう思う      | 2<br>40.0% | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0% | 1<br>10.0% | 4<br>21.1% |
|  | ややそう思う    | 1<br>20.0% | 1<br>50.0%  | 1<br>50.0% | 1<br>10.0% | 4<br>21.1% |
|  | あまりそう思わない | 1<br>20.0% | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%  | 5<br>50.0% | 7<br>36.8% |
|  | そう思わない    | 1<br>20.0% | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 3<br>30.0% | 4<br>21.1% |
| 対象者に必要な情報が届いていない                           | そう思う      | 1<br>20.0% | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0% | 1<br>12.5% | 3<br>17.6% |
|  | ややそう思う    | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0% | 3<br>37.5% | 4<br>23.5% |
|  | あまりそう思わない | 3<br>60.0% | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%  | 1<br>12.5% | 5<br>29.4% |
|  | そう思わない    | 1<br>20.0% | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%  | 3<br>37.5% | 5<br>29.4% |
| 所得制限を緩やかにして、給付対象者を増やすべきだ                   | そう思う      | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 1<br>14.3% | 1<br>6.7%  |
|  | ややそう思う    | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 1<br>14.3% | 1<br>6.7%  |
|  | あまりそう思わない | 2<br>50.0% | 2<br>100.0% | 1<br>50.0% | 4<br>57.1% | 9<br>60.0% |
|  | そう思わない    | 2<br>50.0% | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0% | 1<br>14.3% | 4<br>26.7% |
| 給付額をもっと増やした方がよい                            | そう思う      | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 1<br>12.5% | 1<br>6.3%  |
|  | ややそう思う    | 1<br>25.0% | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0% | 2<br>25.0% | 4<br>25.0% |
|  | あまりそう思わない | 2<br>50.0% | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 4<br>50.0% | 6<br>37.5% |
|  | そう思わない    | 1<br>25.0% | 2<br>100.0% | 1<br>50.0% | 1<br>12.5% | 5<br>31.3% |
| 高校の事務負担が大きい                                | そう思う      | 2<br>40.0% | 1<br>50.0%  | 1<br>50.0% | 3<br>33.3% | 7<br>38.9% |
|  | ややそう思う    | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0% | 3<br>33.3% | 4<br>22.2% |
|  | あまりそう思わない | 2<br>40.0% | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%  | 2<br>22.2% | 5<br>27.8% |
|  | そう思わない    | 1<br>20.0% | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 1<br>11.1% | 2<br>11.1% |
| 現在の第一子と第二子以降の支給金額の差を踏まえると、まずは第一子への支援を上げるべき | そう思う      | 1<br>25.0% | 1<br>50.0%  | 1<br>50.0% | 3<br>33.3% | 6<br>35.3% |
|  | ややそう思う    | 1<br>25.0% | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 3<br>33.3% | 4<br>23.5% |
|  | あまりそう思わない | 1<br>25.0% | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0% | 1<br>11.1% | 3<br>17.6% |
|  | そう思わない    | 1<br>25.0% | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%  | 2<br>22.2% | 4<br>23.5% |

## 9 奨学給付金申し込み時の働きかけ、学校での代理受領の状況

### (1) 申込み書類を出さなかった生徒に対する働きかけ

|                       | 類型    |        |        |       | 合計    |
|-----------------------|-------|--------|--------|-------|-------|
|                       | 高専・国立 | 高専・公立  | 高専・私立  | 専修学校  |       |
| 対象となる生徒全員が書類を提出するまで督促 | 40.0% | 0.0%   | 0.0%   | 40.0% | 31.6% |
|                       | 2     | 0      | 0      | 4     | 6     |
| 督促を行っている              | 40.0% | 100.0% | 100.0% | 50.0% | 57.9% |
|                       | 2     | 2      | 2      | 5     | 11    |
| 督促は行っていない             | 20.0% | 0.0%   | 0.0%   | 10.0% | 10.5% |
|                       | 1     | 0      | 0      | 1     | 2     |

### (2) 学校での代理受給の状況

|                      | 類型     |        |       |       | 合計    |
|----------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
|                      | 高専・国立  | 高専・公立  | 高専・私立 | 専修学校  |       |
| 納付金の滞納の有無にかかわらず行っている | 0      | 0      | 1     | 3     | 4     |
|                      | 0.0%   | 0.0%   | 50.0% | 30.0% | 21.1% |
| 納付金の滞納がある場合に限り行っている  | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                      | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |
| 行っておらず、今後行うつもりもない    | 5      | 2      | 1     | 5     | 13    |
|                      | 100.0% | 100.0% | 50.0% | 50.0% | 68.4% |
| 分からない                | 0      | 0      | 0     | 1     | 1     |
|                      | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 10.0% | 5.3%  |

## 10 私立学校の高等学校等就学支援金の状況

### (1) 加算支給者について

|       |     | 1.5倍支給者数 | 2.0倍支給者数 | 2.5倍支給者数 |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 高専・私立 | 平均値 | 101.0    | 38.0     | 35.0     |
|       | N   | 2        | 2        | 2        |
| 専修学校  | 平均値 | 28.4     | 12.3     | 19.9     |
|       | N   | 9        | 9        | 9        |

### (2) 1年生の授業料と就学支援金の支払い時期の関係

|       | 就学支援金の支払い前には<br>授業料は徴収しない | 授業料を一度徴収して後で<br>支援金を家庭に振り込み |
|-------|---------------------------|-----------------------------|
| 高専・私立 | 0<br>0.0%                 | 2<br>100.0%                 |
| 専修学校  | 1<br>11.1%                | 8<br>88.9%                  |

(3) (後で家庭に振り込みの場合) 授業料の支払い方法

|       | 分割          | 一括        |
|-------|-------------|-----------|
| 高専・私立 | 1<br>100.0% | 0<br>0.0% |
| 専修学校  | 8<br>88.9%  | 0<br>0.0% |

11 就学支援金、奨学給付金制度に対する意見 (自由記述)

(1) 高等専門学校 (国立)

- ・ 4年生への進級者数 120人
- ・ 高等学校等就学支援金について、文科省で認定されるとはいえ認定通知の連絡が遅いため、先に学校での仮算定を行い授業料を徴収している。仮算定に誤りがあった場合に返納・追徴する必要があり、事務の負担が大きい。低所得者世帯にとって大変ありがたい制度だが、事務担当の負担軽減も考慮頂きたい。
- ・ II (1) について、4年生への進級 93.2%，原級留置 3.8%，退学 3.0%である
- ・ 高等学校等就学支援金について、給付額が決定される「市民税所得割額」に保護者は馴染みがないため、給付額を思い違いされることがある。どのように周知するかが課題である。
- ・ 高校生等奨学給付金の案内を、県内の高等学校のみではなく本校 高専にも通知を行っていただけると助かる。”
- ・ (Iの(2)②について) 他県に居所のある学生は、寮生として県内から本校に通っています。  
(IIの(1) 昨年度の卒業後の進路状況等について) 4年生への進級者数195人。  
(IIの(2)③について) 在学中に何らかの奨学金を受給していた学生数は本校を通して申込みのあった奨学金を対象としており、学校を通さずに学生自身で申し込んだ分の奨学金の分は数を把握していません。  
(IIIの(8)④、IVの(6)③、④及び⑥について) 本校の副校長(学生主事)を含め、担当係にて話し合いましたが、学校としての見解を示すことが困難な質問であるため、無回答といたします。
- ・ 高等学校就学支援金に関しては事務処理が煩雑すぎるので、所得制限を撤廃し、全学生に一律にして欲しい。また、高等専門学校も普通高校と同じにして欲しい。
- ・ 高校生等奨学給付金制度は学校を通さない制度にして欲しい。(児童手当のように自治体に申請する制度して欲しい。)

- ・奨学給付金の申請先及び支給を国にまとめて欲しい。また、その場合就学支援金に必要な情報があるので、統合して欲しい。
- ・マイナンバー制度と組み合わせて、申請自体を不要として欲しい。

## (2) 高等専門学校（公立）

- ・高等学校等就学支援金事務処理システムが非常にわかりにくく、使いづらい。初めて支援金の事務に携わる場合でも研修もなく、時間が限られている中で処理をしなければならない。特にシステムの画面に表示されるステータス等の言葉の意味や受給資格番号等の意味がわかりづらい。また、システムに不具合があっても（収入状況届時にエントリーシートが使えない等）修正もないため、別の方法で処理（個別入力）しなければならない。短時間で個別入力をしなければならないが、個人名と受給資格番号を検索できる機能がないので、クラス替えがあつたり多くの留年生がいても1,200人分を個人ごとに調べなければならない。
- ・高専に関しては、就学支援金の事務負担が現状大きすぎると考えていますので、一刻も早く文部科学省の開発する就学支援金システムに運用が移行することを望んでおります。

## (3) 高等専門学校（私立）

- ・マイナンバー利用による家計状況確認等の業務負担軽減を希望します。また、私立高校に対する給付金増加を希望いたします。
- ・非常によく似た名称の制度が多く、特に日本学生支援機構などの奨学金と混同されていることもあり、返済が必要となると捉えている保護者も少なくないため、申請書類を送付しても開封さえしないで廃棄していることもあると聞く。
- ・添付書類を役所に取りに行く必要があり、平日昼間に時間が取れない保護者も多い。
- ・住民税の年度更新に合わせた就学支援金の更新になり、新入生の保護者には短期間で2度同じ手続きをとってもらう必要があるが、そのことを理解してもらうのに苦勞する。
- ・寮生活の学生も多く、保護者との書類のやり取りが電話と郵送または持参となり、説明・催促に時間がかかるうえ、郵送料もかなりの額になっている。
- ・わかっている人にはシンプルな制度だが、初めて聞いて理解するのは困難な制度であると思われる。まずは名称だけでも誰が聞いても別の制度とわかるようにすべきではないか。

## (4) 高等専修学校

- ・高等学校就学支援金については、システムの登録を行いますが、初めて使う担当者は、システムの使用に戸惑ってしまう事が多い。簡素ができれば業務負担も減ります。



- ・ 就学支援金・奨学給付金の事務を行うにあたって、色々な家庭のケースを見せていただいております。その中で感じたことは、所得割額だけで判断するのではなく、子供の人数も判断材料に加えたらどうでしょうか？  
例) 高校生 1 人で母のみ (2.5 倍加算) と、  
高校生 1 人中学生以下 3 人で両親 (2 倍加算)  
16 歳未満の子供は扶養控除が受けられないため、子供がたくさんいても所得割額が発生する家庭があります。事務処理上の問題もあるかと思えますし簡単ではないと思えますが検討ください。
- ・ ① 支援金の支給について、当校においては基本的には対象者には先に授業料を支払っていただき、県より支払いがあった都度、対象者に返金する形をとっておりますが、一部については学校が負担しており、学校にとっての財政的な負担は多少あります。また、現在の県よりの支払い時期や金額が以前に比べて不定期で遅延がちであり、対象者に対する説明(いつに入金になるか、何か月分返金できるか等)が少し難しいです。定期的に、またある一定の金額の支払いができましたら助かります。
- ・ ② 事務量の負担が多いように感じています。また、報告、調査等が多いと感じています。当校においては、会計担当 1 名が通常の業務に兼務で支援金業務をしておりますが、事務費調査等いくらか軽減されればと思います。また、事務費について当校は算定方法の形式が無い場合人件費を計上できず、実費のみ請求させていただいております。人件費に関しては、単価を下げても、基準額算出(生徒数 x 単価)で対応いただけたら助かります。
- ・ 就学支援金制度は、全員が一律同額支給(授業料の無償化)が望ましいです。その上で、個別の家庭からの提出物は不要(家計基準の撤廃)とし、学校から国・県への書類申請だけで手続きが行えるように、簡易化を図っていただけると有り難いです。



## 資料2 高校、教育委員会、保護者、スクール・ソーシャル ワーカー及びスクール・カウンセラーへの インタビュー調査記録

### A 高校インタビュー調査

#### 1. 高校の概要

所在地：東京都

設置形態：公立・定時制（全日制・定時制併置校）

#### 2. インタビュー調査の概要

##### 1. 調査実施時期

平成 29(2017)年 9 月

##### 2. 調査対象者

経営企画室（事務室）主事 1名

教諭（生徒指導主任） 1名

※個別にインタビュー実施したが、進路や中退者数推移については聞き取り結果をまとめている。

それ以外の事項では、経営企画室主事と教諭との回答を区別して明示している。

#### 3. インタビュー記録

##### 1. 高校卒業後の進路状況について（概況）

在学生は定職は持たず、アルバイトがメインである。年齢はほとんど高校生世代。

2年生は 26 才、28 才の生徒もいる

病歴あってアルバイトをしていない生徒もいる。

進路は進学と就職で半々、就職 2 名、進学準備（浪人）6 名。

進学準備と言っている生徒の中には、お金をためてから大学・専修学校等に行くと言っている者もいる、逃げの気持ちもある。

平成 29 年度の進路は就職をするものが生徒数の半分程度。就職組が増えている、進学断念）と進学をあわせて残りの半分

学校としては、就職メインで指導はしている

進学する場合には 4 年で 100 万円ためなさい、と生徒に指導している。お金で進学断念する生徒が多い。

## 2. 中退者の状況について

### 2. 1. 中退者数の変化（定時部分）

|           | 平成 25（2013）年度 | 平成 28（2016）年度  |
|-----------|---------------|--|
| 在籍生徒総数    | 121 名         | 67 名※転学 2 名（私立通信 1 名、三部制 1 名）、除籍はしない                       |
| 1 年生の中退者数 | 0 名           | 0 名  |
| 2 年生の中退者数 | 7 名           | 2 名（1 名は留学のため原級留置のあと退学、他県移動）                               |
| 3 年生の中退者数 | 5 名           | 0 名  |
| 4 年生の中退者数 | 0 名           | 1 名（仕事が忙しくて学校に来ることができない生徒、会社経営をしている、1 回やめたらと学校からもアドバイスした。） |

### 2. 2. 中退者の状況について（概況）

経済的な中退理由はない。

## 3. 経済的な問題を抱える生徒に対する、高校の相談窓口と支援体制について

都や民間の奨学金への紹介はしている。保護者からも相談はあって、学校側でも書式記入はする。

定時制は生徒のアルバイト日数が 90 日越えれば、給食や修学旅行の補助金が出るので申請させている。教員が給料明細をとっておいてとアナウンスする。（10 月の第 2 回申込みに間に合わせる）。

奨学金や補助制度の手続きについては経営企画室から説明

進路指導担当から制度説明をするときもある。事務職員は 18：30 まで、1 時間目の授業が終わるところまでが勤務時間なので、それ以降は教員が対応する場合もある。

## 4. 「高等学校等就学支援金」について

### 4. 1. 受給者の状況

平成 28（2016）年度の受給者数（定時のみ）：61 名

**4. 2. 高等学校等就学支援金の校内での対応手順・申請手続きの手順**  
（校内の担当者、学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など）、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

**（経営企画室・主事より）**

人材派遣会社よりの職員が奨学給付金、就学支援金を担当する。

未提出保護者には、人材派遣会社の職員が連絡はする。  
就学支援金（所得証明をもらうのでその他制度の受給者がわかる、夏までが書類提出期限）、都の給付型奨学金（夏から導入）、国の奨学のための給付金の3種類が主な業務。

事務負担は多い、もともとの修学支援金等に大学等進学のための給付型奨学金が加わった。  
事務作業簡略化で人を減らしても、派遣では賄いきれない

派遣職員は月11日（月水金）5:45—全日定時あわせて事務を担当している。今年度から勤務時期が通年化されている。

書類記入がわかりにくいという問い合わせが保護者からある、電話説明で年数件はある。  
基本的に記入例で対応している、学校に提出された書類の不備のほうが件数としては多い、例年書類不備は20人前後いる。

#### **4. 3. 高等学校等就学支援金の受給資格をもちながら受給していない家庭の有無、その場合の理由や背景など**

##### **（経営企画室・主事より）**

該当世帯はなし、必ず書類提出はさせている。

課税証明がとれない方がいる。海外にいた方たちがいる。

課税証明がとれずとも非課税証明が取れる。

また東京都独自の仕組みとして、書類はなくても就学支援金の受給対象者かどうかの審査ができるチェック欄があつて受給対象になる場合も多い。

#### **4. 4. 高等学校等就学支援金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い**

現行の所得制限下の就学支援金制度のもとでの卒業生は出ていないが、4年生の進路を見ても大きな影響はない。

ほとんどが就学支援金受給しているので、変わらない

進学をあきらめて就職をする子もいる。

保護者、生徒はお金を貯蓄する行動ができない、ひとり親、離別家庭も多い

余った分を貯蓄するという発想は、保護者にも生徒にもない。

遊び、服、交際費に消えてしまうのではと考えている。

保護者も貯蓄する能力がない。

貯蓄していた生徒は大学や専門学校に進学できた。

専門学校は入学金 30 万円を貯蓄させて日本学生支援機構奨学金でなんとか在学中経費をやりくりする、というパターンが多い。

生徒には 50～100 万円は貯めてねと学校としても言っている。

性格的に進学に向いている生徒も少ない、学習障害、発達障害もいる。

資格をとって就労も多い。

進学実績（大学は少なめ、専修学校等が多い）

駒澤大学、桜美林、東京工芸、明星、多摩大学

東京柔道制服、大原

職業訓練校もある

障害者手帳取得の生徒も少ない、保護者が認めないか、診断されていない

障害者手帳を取得させるために、保護者、担任、生徒指導部が苦勞した例もある。

#### **4. 5. 高等学校等就学支援金の効果について**

**（経営企画室・主事より）**

（1）保護者家計への効果

全日制は就学支援金の金額が大きいので、家計への効果が大きい

それが何にまわっているかはわからない。定時制は家庭での蓄えには行っていないはず。

全日制の生徒も家計は厳しい。

中堅校でもレベル低いところは、学校外教育費にもまわっていないはずである。

（2）生徒のアルバイトや学業への効果

（3）生徒の卒業後進路への効果

（4）その他、効果と考えられること

この高校での学校納付金の未納滞納は減っていない。

アルバイトを減らす効果はそんなにはない。

全日制の生徒もアルバイトしている。

申請についての保護者はクレームは経営企画室にはない。

認定申請書を出す人は認められるし、不認定申請書は理解して出している。

全日制→定時制、定時制→全日制の在籍期間数の関係で、就学支援金の受給対象期間が切れてしまい、最後に授業料を払わないといけない生徒が出てくる。

## (教諭より)

### (1) 保護者家計への効果

保護者の生計は助かっているが貯蓄はしない

### (2) 生徒のアルバイトや学業への効果

自分で授業料を払っている子や、自分のアルバイトで授業料を払う生徒にとってはプラスの効果があると思われる。

生徒も保護者も貯蓄はしない、友人との交際費などに消えるのでは。

代理受給は生徒や保護者には見えないので、家計の貯蓄に影響はない。

「あの書類なんなの、就学支援金の意味がわからない」という保護者はいる。制度の理解ができているかという疑問。

### (3) 生徒の卒業後進路への効果

### (4) その他、効果と考えられること

## 5. 「高校生等奨学給付金」について

### 5. 1. 受給者の状況

平成 28 (2016) 年度の受給者数 定時 15 名

### 5. 2. 高校生等奨学給付金の校内での対応手順・申請手続きの手順

(校内の担当者と学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

## (経営企画室・主事)

生徒へのアナウンスは就学支援金、奨学給付金と都の高校生対象の給付奨学金の 3 つ一緒に行う、経営企画室の窓口に来てねという案内

各種の支援制度の締め切りがあって 1 学期から夏休みまで非常に負担が重い。

- ・まず、4 月に 1 年生の就学支援金手続きの締め切りがある。
- ・学生支援機構の高校生奨学金は 5 月に締切。
- ・高校 2 年生以上の給付型奨学金、就学支援金は 6 月(7-6 月申請)

→就学支援金で、奨学金該当世帯を特定して、教諭からも声をかけてもらう。

・都の奨学のための給付金が7月締切、住民票の発効日が7/1以降の必要がある。

→該当者配布、先に生徒に窓口で配る（半数弱）、その後に保護者郵送（保護者が仕組みを理解していない方に対応している）。

書類不備はあるが、申請自体は定時はおおむね出て来ている。定時は対象者は全員申請書は出してくる。しかし申請書類の中に足りない書類も多い。

全日制も手続きをしていただけるようがんばっているが、申請をしない保護者もいる。

理由は保護者が書類を取りに行くのがめんどくさい、などの理由。対応にむずかしさが出てくる

お金がもらえると言っても書類が出てこない、いくらもらえるかは明確に伝えている。

**5. 3. 高校生等奨学給付金の受給資格をもちながら受給していない生徒の有無、その場合の理由や背景など**

定時は該当者なし

**5. 4. 高校生等奨学給付金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い**

**（経営企画室・主事）**

奨学金制度を利用して進学する生徒は多い

進学を目指す子どもについては奨学金を十分に活用して進学している

高校在学中も進学後も奨学金制度、支援機構を利用しながら卒業している。

**5. 5. 高校生等奨学給付金の効果について**

就学支援金と同じ

**6. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度の状況**

**6. 1. 都道府県が運営する貸与奨学金の受給者数の状況、以前と比べての変化・推移（人数の変化）**

**（東京都生活文化局→教育庁→都立学校）**

|           | 平成 25（2013）年 | 平成 28（2016）年 |
|-----------|--------------|--------------|
| 受給者数・利用者数 | 全・定 5 名      | 全・定 4 名      |

周知は生徒に対し文書で行う。文書が読まれていない可能性もある。

高校生レベルだと文書が行き渡りにくい。保護者宛てにはしているが。



## 6. 2 都道府県が運営する貸与奨学金の利用状況

周知は生徒に対し文書で行う。文書が読まれていない可能性もある。

## 6. 3. 家計急変者に対する奨学制度の奨学制度の利用者の有無、周知・利用状況

就学支援金が出るまでの応急手当、いまのところ該当者なし

## 6. 4. その他の奨学金の利用者の有無、利用状況

都の給付型奨学金が該当

**7. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度に対する、保護者のなかにある意見や要望。また、学校内でどのような意見や要望があるか。**

### (経営企画室・主事)

- ・積立金の督促はしている、1学年 1-2名。
- ・全日はもうちょっと多い
- ・本庁でも勤務経験はあるが、本庁の想定と高校の現場が違いすぎる。想定外の現場、いろいろな生徒がいすぎる。

### (教諭)

高校生への支援制度があっても修学旅行には全員行けるわけではない。積立しているが不足する。お金で行けない子もいる。

家庭の苦しさから、東京から出られない子もいる。修学旅行補助は無駄遣いにはならない。本人がやりたい、できること、をほかの子と同じようにさせてあげたい。

教材費の滞納はある、督促が多い、就学支援金受給家庭かどうかは関係がない。

生徒会費(年1回払い)から、合宿なども自己負担なしで行けるようにはしている。

就学支援金で高校生が勉強ができる状況がつくれている。少しアルバイトすれば、教材費も出せて、親の力がなくても高校が卒業できることは効果があると思う。

塾、予備校に行く生徒は学年に1人いるかいないか、ほんとうに少ない

## B 高校インタビュー調査

### 1. 高校の概要

所在地：大阪府

設置形態：私立・全日制・普通科

### 2. インタビュー調査の概要

#### 1. 調査実施時期

平成 29(2017)年 10 月

#### 2. 調査対象者

校長 1 名

教頭 1 名

事務長 1 名

事務職員 1 名

※4 名に一斉にインタビューする方式であり、回答内容はまとめている。

### 3. インタビュー記録

#### 1. 高校卒業後の進路状況について（概況）

高校 3 年生、進学 738 人卒業、就職 2 名

進学内訳、大学等 402 名（専修学校等 12 名）、浪人生 333 名、未定 1 名

過年度生（浪人生）のフォローは、しっかりする高校である。

国公立重視の指導

進学傾向も就学支援金導入の前後でとくに変化なし、半々、理系進学率はもともと高い。

## 2. 中退者の状況について

### 2. 1. 中退者数の変化（B 高校より提供のあった平成 25、平成 28 年度データについて示した）

|        | 平成 25（2013）年度 | 平成 28（2016）年度 |
|--------|---------------|---------------|
| 在籍生徒総数 | 1865 名        | 2103 名        |
| 中退者数   | 16 名          | 11 名          |
| 転学     | 0 名           | 3 名           |

### 2. 2. 中退者の状況について（概況）

経済的理由での退学はほぼない、私学全体では減っているはず。

## 3. 経済的な問題を抱える生徒に対する、高校の相談窓口と支援体制について

生徒からの事務室への相談はない

保護者が事務室に訪問される場合が多い。

あるいは担任か学年主任から、事務長、事務次長に相談があるケースがある。

離婚などは増えている、離婚することによって私学無償化の手続きができる。

日本学生支援機構の大学等進学のための予約採用は年中行っている。春と秋で募集をかけている。

平成 29 年度は、大学等給付型奨学金の 9 人に対し申し出 30 人があった。

家計急変対応については学校独自の給付型奨学金を出す。

経済的にしんどくなって退学しないといけない場合はめったにない。支援制度が充実していない中学校のケースはある、高校はかなり支援制度があるので、ほとんどない。

## 4. 「高等学校等就学支援金」について

### 4. 1. 受給者の状況

大阪府の私学無償化制度の対象者は 2103 名

国制度対象者が 1238 名（1 倍 570 名、1.5 倍 355 名、2 倍 124 名、2.5 倍 189 名）

#### **4. 2. 高等学校等就学支援金の校内での対応手順・申請手続きの手順 (校内の担当者、学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、 教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保 護者への手続き等の連絡・周知手続きについて**

そもそも高校就学支援金の国や府の手引きがわかりにくい。  
学校でわかりやすい説明を作成し、全員に案内を出す(別紙資料)。  
窓あき封筒に生徒の名前を書いている。  
担任に提出状況の名簿を出してもらう。

未提出者は最後まで追いかける、保護者に3回ほど手紙を渡す、保護者から返事を  
もらう。

未提出者には電話問い合わせも行い、絶対に就学支援金、大阪府私立高校無償化の  
受給に該当しないことを確認する。

#### **4. 3. 高等学校等就学支援金の受給資格をもちながら受給していない家庭 の有無、その場合の理由や背景など**

毎年2~3件ある。個人的な価値観や、課税証明をとらないなどの理由。

海外在住者で所得証明をとれない場合以外は、手続きする。

DV等の理由がある場合には、弁護士さん等にその証明の書式等を書いてもらって手  
続きするケースもある。

#### **4. 4. 高等学校等就学支援金の受給者と受給していない生徒での高校卒 業後進路の状況の違い**

受給していない生徒の進学状況が良い、所得的にめぐまれているため。

就学支援金の受給率は、成績上位者の学級ではほとんどいない。

#### **4. 5. 高等学校等就学支援金の効果について**

##### (1) 保護者家計への効果

私立高校無償化や就学支援金導入前後で塾通学は増えていない、理由は本校では、学  
校で勉学の面倒を見るのが基本であり、熱心に指導しているため。

##### (2) 生徒のアルバイトや学業への効果

私立高校無償化や就学支援金導入後にアルバイト率は減った、アルバイト届、相談は  
減った

##### (3) 生徒の卒業後進路への効果

とくに変化なし

(4) その他、効果と考えられること

大阪府の私学無償化は、生活保護世帯からの進学が増えた効果。

教員が家庭訪問をして、状況がわかる

学校としては大阪府の私立高校無償化の効果が大きい、入学者が年 200～300 名単位で増えた。

国の制度だけでなく、大阪府の私学無償化の効果。

生徒層は優秀な層も増えた、また私学ならではの丁寧な学習指導を求めて入学してきた生徒もいる。

## 5. 「高校生等奨学給付金」について

### 5. 1. 受給者の状況

平成 28 (2016) 年度の受給者数は不明

平成 29 (2017) 年度 149 名

平成 29 年度から学校で就学支援金と奨学給付金の書式チェックと府のシステム入力を行うことになった。

教育庁私学課からの通達と指導があったのでこの方式になっている。

学校で就学支援金の書式チェックを行い、府のシステム入力で非課税世帯の対象者把握と手続きを促すという仕組み。

就学支援金のみ事務手数料が府から支払われる。

なお今年度開始した中学校の支援金制度（中学校 10 万円）も申請書、課税証明は学校チェックしている。

### 5. 2. 高校生等奨学給付金の校内での対応手順・申請手続きの手順

(校内の担当者と学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

平成 28 年は案内の配布だけであった。

平成 29 年度は大阪府独自奨学金の書式を全員配布、事務所ポストに投函する方式を実施。

大阪府在住者全員に配布した。

### 5. 3. 高校生等奨学給付金の受給資格をもちながら受給していない生徒の有無、その場合の理由や背景など

在住地主義による申請で、2回目の申請時に未申請者が3人出た。

申請窓口が大阪府側でなくなってしまうので、学校のサポートにも限りがある。

不登校、スポーツ系の子どもたちが書類提出できなかった。

書類締切の1回目7月、2回目8月7日となっている。とくにスポーツ系の生徒や保護者は夏休みのほうがあわただしいので、申請時期はどうにかしてほしい。

### 5. 4. 高校生等奨学給付金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い

受給していない方が成績が高い。

### 5. 5. 高校生等奨学給付金の効果について

就学支援金と同じ。

## 6. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度の状況

### 6. 1. 都道府県が運営する貸与奨学金の受給者数の状況、以前と比べての変化・推移（人数の変化）

|           | 平成 25 (2013) 年度 | 平成 28 (2016) 年度 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 受給者数・利用者数 | 98 名            | 92 名            |

高校入学者が増えているにもかかわらず減少している。

つまり大阪府の私学無償化の効果と考えられる。

### 6. 2 都道府県が運営する貸与奨学金の利用状況

年 90 人程度

### 6. 3. 家計急変者に対する奨学制度の奨学制度の利用者の有無、周知・利用状況

高校では大阪府の奨学金もある。学校独自制度は大阪府在住者が主対象だがそれほどケースはない。

リストラ、自己破産者向けの授業料減免も学校として行っている。リーマンショック後の 2010 年は中学校で多かった。

#### 6.4. その他の奨学金の利用者の有無、利用状況

学校に案内が来るものをホームページおよび教室に掲示している。

#### 7. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度に対する、保護者のなかにある意見や要望。また、学校内でどのような意見や要望があるか。

保護者より、書式がわかりにくいとの意見は多い。

大阪府私学無償化は審査が厳しい

離婚やDVについて、国は一筆書けば制度利用できるのだが、大阪府は審査が厳しい  
裁判所の書類まで提出が必要、保護者はがんばってそろえる  
寡婦申請をする時間もかかる

学校の要望としては個人補助も重要だが、機関補助も重要と考えている。

私学助成をカットして、大阪府の私学無償化を実現しているために、専任教員率を下げざるをえない、非常勤比率をあげないといけなくなる。

機関補助をすると高校が浪費するという勘違いが大阪府にある。

新しい教育への対応もあるので、学校の施設設備に投資をしたいが厳しい。

私学無償化は生徒集めには良いが、ビジョンをもった学校経営は難しい。

また個人補助については、本当は中学校にもおろして欲しい、子どもを私学に行かせていることを親戚から批判され、不登校のケースが起きている。学校の奨学金があると中学生も就学状況が安定する。

所得層にあわせた高校生の支援制度の在り方が必要であろう。

申請される方:A、B、D～Gをご記入ください。  
申請しない方:A～Cをご記入ください。

★消えるボールペン使用不可!

A 提出日  
平成 年 月 日

大阪府教育長 殿

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

\*本校では申請漏れを防ぐ為、申請のある時期にこちらの申請書を毎回全員に配付しご提出いただいております。

B 全員ご記入ください

|                   |                    |     |      |
|-------------------|--------------------|-----|------|
| ふりがな              |                    |     |      |
| 生徒の氏名             | 姓                  |     | 名    |
| 生徒の生年月日           | 平成                 | 年   | 月 日  |
| 生徒の住所             | 〒                  | 府・県 |      |
| 保護者昼間連絡先<br>携帯電話等 | 父・母 携帯             | -   | 固定電話 |
|                   | その他( )             |     |      |
| 学年・組・番号           | 第 学年 ( 六か年・理数・文理 ) | 組   | 番    |

C 申請しない方はこちら (市町村民税の所得割額が304,200円以上の方)  
必ず□に✓を入れ、申請しない理由(○)を選んでください。裏面の記入は不要。

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しません。この申請書は事実と相違ありません。

どちらかをえらぶ  $\left\{ \begin{array}{l} (○) 所得基準(市町村民税所得割額304,200円未満)超過のため \\ (○) その他 [ ] \end{array} \right.$

D 申請される方はこちら (市町村民税の所得割額が304,200円未満の方)  
必ず3つの□に✓を入れてください。チェックがない場合は申請できません。裏面も記入要。

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。  
高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について届け出ます。  
(収入の状況に関する事項は裏面です)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

|       |           |
|-------|-----------|
| 学校の名称 | 私立 清風高等学校 |
|-------|-----------|

【高等学校等の在学期間について】この欄は、記入不要。学校設置者において記入。

|                 |       |                                     |             |
|-----------------|-------|-------------------------------------|-------------|
| ①現在の学校の<br>在学期間 | 学校名 立 | 平成 年 月 日                            | 学校の種類・課程・学科 |
|                 |       | (うち支給停止期間等)<br>平成 年 月 日<br>平成 年 月 日 |             |
| ②過去の学校の<br>在学期間 | 学校名 立 | 平成 年 月 日                            | 学校の種類・課程・学科 |
|                 |       | (うち支給停止期間等)<br>平成 年 月 日<br>平成 年 月 日 |             |

\*次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請が出来ません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは終了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。)が通年して36月を超えた者(ただし、支給停止期間は含めません。)

\*無償化制度とは国と大阪府の両方で授業料を無償にする大阪府の制度です。国の制度に該当しているのに国の申請をしていない場合、大阪府の申請をすることはできません。(大阪府の申請は、6月下旬頃にご案内いたします。)



## 収入状況届出書

【保護者等の収入の状況について】

保護者等の  月 1 日時点における状況は以下のとおりです。

(1) 就学支援金の支給時期の区分

|   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等) | <input checked="" type="checkbox"/> 7月～6月 (当該年度の課税証明書等) |
|---|---|

**E** (2) 次の者の課税証明書等を提出します。「い」～「か」…親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者を除く。「あ」から「け」までのいずれかに  を入れてください。

|   |                          |  |
|---|--------------------------|--|
| あ | <input type="checkbox"/> | 親権者 (両親) 2 名分  |
| い | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【課税証明書等の扶養区分欄の「控配」等に印がある場合。例：父が給与所得者で母は専業主婦】<br>親権者の1人が控除対象配偶者であり市町村民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響ないことが明らかならぬ  |
| う | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【課税証明書等の扶養区分欄で「寡婦」「寡夫」の印がある場合】<br>離婚、死別等により親権者が1名のため  |
| え | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【課税証明書等の扶養区分欄で「寡婦」「寡夫」の印がない場合】<br>課税証明書等に記載がない理由のご記入をお願いします (理由例…平成〇〇年〇月〇日離婚につき、親権者は父(母)1名であるため等)<br>理由 { _____ }<br><small>※注意 (離婚、死別等により平成28年1月1日以前に親権者が1名に変更になった方は、扶養区分欄の「寡婦」「寡夫」の記載が必要です。非課税の場合でも扶養区分欄は省略せず、記載のあるものを発行してください。また、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間で親権者が1名に変更になった場合は、課税証明書に記載がありませんので理由欄にその旨をご記入ください。)</small> |
| お | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合】<br>理由をご記入ください。(理由例…親権者によるDV、親権者の失踪により住民票の所在が不明で課税証明書が入手出来ない等)<br>理由 { _____ }  |
| か | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合】<br>※但し、親権者1人のみの課税証明書等で該当の有無を判断。基本額のみはの給付。<br>理由をご記入ください。(理由例…平成〇〇年〇月〇日父が海外赴任で母は日本国内に在住のため)<br>理由 { _____ }   |
| き | <input type="checkbox"/> | 未成年後見人 <input type="text" value=""/> 名分 【親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合】<br>・未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分<br>・未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合はその者を除く。  |
| く | <input type="checkbox"/> | 主たる生計維持者 1 名分 【生徒の生計をその収入により維持している場合】<br>・親権者又は未成年後見人が存在しない場合<br>・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等   |
| け | <input type="checkbox"/> | 生徒本人 【親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合】<br>・成人に達している場合<br>・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等  |

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。①または②に  印をつけてください。

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| ① | <input type="checkbox"/> | 所得控除の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 |
| ② | <input type="checkbox"/> | 親権者全員、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合                  |

**F** 【確認事項】 次の事項を確認の上、口には必ず  印をつけてください。必ず2つもの  が必要。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委託することを了承します。   |
| <input type="checkbox"/> | 申請に関し提出した個人情報について、以下の点を了承します。<br>・大阪府への情報提供はオンラインを経由すること。<br>・この申請のために提出した個人情報を、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業 (以下「本事業」という。) に活用する可能性があること。<br>・本事業を所轄する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う(公財)大阪府教育会に情報提供する場合があること。 |

**G** (4) 課税証明書等を添付する者全員の氏名及び生徒との続柄 ( (3) の①、②の場合は記載不要。)

| 氏名 | 生徒との続柄           | 氏名 | 生徒との続柄           |
|----|------------------|----|------------------|
|    | 父 ・ 母<br>その他 ( ) |    | 父 ・ 母<br>その他 ( ) |

本書類を提出した後、以下の事項が発生した場合は、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。  
 ・保護者等に変更があった場合 (例：離婚・死別、養子縁組等)  
 ・保護者等の所得に変更があった場合  
 (例：所得の修正申告や税額の変更決定等による市町村民税所得割額の変更)  
 (例：生活保護法による保護 (生活扶助) を受けることとなった場合あるいは停止された場合)

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入)

## 収入状況届出書

【保護者等の収入の状況について】

保護者等の  月 1 日時点における状況は以下のとおりです。

(1) 就学支援金の支給時期の区分

|   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等) | <input checked="" type="checkbox"/> 7月～6月 (当該年度の課税証明書等) |
|---|---|

**E** (2) 次の者の課税証明書等を提出します。「い」～「か」…親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者を除く。「あ」から「け」までのいずれかに  を入れてください。

|   |                          |  |
|---|--------------------------|--|
| あ | <input type="checkbox"/> | 親権者 (両親) 2 名分  |
| い | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【課税証明書等の扶養区分欄の「控配」等に印がある場合。例：父が給与所得者で母は専業主婦】<br>親権者の1人が控除対象配偶者であり市町村民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響ないことが明らかならぬ  |
| う | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【課税証明書等の扶養区分欄で「寡婦」「寡夫」の印がある場合】<br>離婚、死別等により親権者が1名のため  |
| え | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【課税証明書等の扶養区分欄で「寡婦」「寡夫」の印がない場合】<br>課税証明書等に記載がない理由をご記入をお願いします (理由例…平成〇〇年〇月〇日離婚につき、親権者は父(母)1名であるため等)<br>理由 { }<br><small>※注意 (離婚、死別等により平成28年1月1日以前に親権者が1名に変更になった方は、扶養区分欄の「寡婦」「寡夫」の記載が必要です。非課税の場合でも扶養区分欄は省略せず、記載のあるものを発行してください。また、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間で親権者が1名に変更になった場合は、課税証明書に記載がありませんので理由欄にその旨をご記入ください。)</small> |
| お | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合】<br>理由をご記入ください。(理由例…親権者によるDV、親権者の失踪により住民票の所在が不明で課税証明書が入手出来ない等)<br>理由 { }  |
| か | <input type="checkbox"/> | 親権者 1 名分 【親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合】<br>※但し、親権者1人のみの課税証明書等で該当の有無を判断。基本額のみは給付。<br>理由をご記入ください。(理由例…平成〇〇年〇月〇日父が海外赴任で母は日本国内に在住のため)<br>理由 { }  |
| き | <input type="checkbox"/> | 未成年後見人 <input type="text" value=""/> 名分 【親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合】<br>・未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分<br>・未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合はその者を除く。  |
| く | <input type="checkbox"/> | 主たる生計維持者 1 名分 【生徒の生計をその収入により維持している場合】<br>・親権者又は未成年後見人が存在しない場合<br>・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等   |
| け | <input type="checkbox"/> | 生徒本人 【親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合】<br>・成人に達している場合<br>・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等  |

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。①または②に  印をつけてください。

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| ① | <input type="checkbox"/> | 所得控除の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 |
| ② | <input type="checkbox"/> | 親権者全員、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合                  |

**F** 【確認事項】 次の事項を確認の上、□に必ず  印をつけてください。必ず2つもの  が必要。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委託することを了承します。   |
| <input type="checkbox"/> | 申請に関し提出した個人情報について、以下の点を了承します。<br>・大阪府への情報提供はオンラインを経由すること。<br>・この申請のために提出した個人情報を、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業 (以下「本事業」という。) に活用すること。<br>・本事業を所轄する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う(公財)大阪府教育会に情報提供する場合があること。 |

**G** (4) 課税証明書等を添付する者全員の氏名及び生徒との続柄 ( (3) の①、②の場合は記載不要。)

| 氏名 | 生徒との続柄           | 氏名 | 生徒との続柄           |
|----|------------------|----|------------------|
|    | 父 ・ 母<br>その他 ( ) |    | 父 ・ 母<br>その他 ( ) |

本書類を提出した後、以下の事項が発生した場合は、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。  
・保護者等に変更があった場合 (例：離婚・死別、養子縁組等)  
・保護者等の所得に変更があった場合  
・所得の修正申告や税額の更正決定等による市町村民税所得割額の変更  
(例：生活保護法による保護 (生活扶助) を受けることとなった場合あるいは停止された場合)

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入)

## C 高校インタビュー調査

### 1. 高校の概要

所在地：大阪府

設置形態：私立・全日制

### 2. インタビュー調査の概要

#### 1. 調査実施時期

平成 29(2017)年 10 月

#### 2. 調査対象者

校長 1 名

教頭 1 名

教務主任 1 名

事務長 1 名

事務職員 1 名

※4 名に一斉にインタビューする方式であり、回答内容はまとめている。

※スクールソーシャルワーカー相当職調査は別途とりまとめている。

### 3. インタビュー記録

#### 1. 高校卒業後の進路状況について（概況）

本校への出願者は専願率が高く、あまり落とさないように公立からの指導されている。  
生徒や保護者により添う指導を行っている。

国公立に行く学力を中学校までで養えずに、高校で頑張る生徒が多い。  
高校で学力をつけて進学や就職をしていく。

自衛隊、一般企業など進路が多様である。

一校で様々な家庭のお子さんが集まっている状況にある。

ひとり親世帯 20%超、生活保護世帯は各学年で 10～20 世帯。

生徒数は1年生 892人、2年生 700人、3年生 750人、

公立高校の統廃合の影響もあり、生活水準の低い地域から私立へ選択する生徒が増えている。

## 2. 中退者の状況について

### 2. 1. 中退者数の変化（ ）＝転学

|           | 平成 25 (2013) 年度 | 平成 28 (2016) 年度 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 在籍生徒総数    | 2084 名          | 2195 名          |
| 1 年生の中退者数 | 6 名             | 26 名 (転学 10 名)  |
| 2 年生の中退者数 | 3 名             | 5 (転学 12 名)     |
| 3 年生の中退者数 | 4 名             | 2 (転学 2 名)      |

### 2. 2. 中退者の状況について (概況)

平成 27 年度から在籍者が増えて、中退者が平成 25 年度から増加傾向となっている。  
平成 25 年度の中退率は 0.6%であった。

さらに平成 28 年度から 1 年生入学者が増えた。

中退者は 6 割が経済的な理由で中退、転学すらままならない。お金がないのでいったん辞める世帯が増える。

公立との併願で入学してきた生徒が中退リスクが高い、公立しか考えていないと経済的に授業料引き落としができない。

授業料は年 3 回、4, 9, 12 月に支払いを行う方式、また諸経費を請求するので、払えない家庭も多い。

男の子が公立が落ちやすい、セーフティネットで公立高校を落ちた子を本校では受けいれている。

学校説明会にも来てない生徒が中退する。

交通費などの補助があると、通学が継続しやすい、大阪市内は補助が出るが、補助のない高石市から自転車で来ている生徒も多い。

近年は経済状況の厳しさからか、自転車通学者が増えている。

授業料や諸経費は延納や分納で対応しているために、入学できている生徒もいる。

延滞世帯は生活保護は少ない、年収 200-300 万円層が支払えないケースが目立つ。

また、国や府の無償化の対象にならない層の延滞率が 2 番目に多い (註・世帯年収 800 万円超で大阪府の私立高校無償化は対象外、国の修学支援金制度は世帯年収 910 万円

超で対象外)。こうした世帯は住宅ローンの影響で可処分所得が少ない、また子ども数が多く家計にゆとりはあるわけではない。

低所得世帯の保護者が家計や生活の管理能力が低く、近年そうした保護者が増加傾向にある。保護者の生活管理能力が低い場合だと、生徒がアルバイト時間を多くしてしまい、中退に結び付きやすい。

### 3. 経済的な問題を抱える生徒に対する、高校の相談窓口と支援体制について

事務室に保護者から相談の電話がある場合もあるが、学校からアプローチするケースが多い。

授業料や諸経費の引き落とし、督促で事務室が把握する

1年 進級時、2年 研修旅行時、3年就職の学校推薦状を書くときに、支払確認を行う。卒業後納付も認めている。

未納家庭には、担任、スクールコンシェルジュ（C 高校のスクールソーシャルワーカー相当職）で面談、家庭訪問

また学年会で授業料引き落とし状況を把握

### 4. 「高等学校等就学支援金」について

#### 4. 1. 受給者の状況

平成 28（2016）年度の受給者数 （1931/2137）名

#### 4. 2. 高等学校等就学支援金の校内での対応手順・申請手続きの手順

（校内の担当者、学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など）、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

全世帯配布、全世帯回収を行っている。

教員からの連絡やスクールコンシェルジュの訪問など、他の私立校よりも手続き支援をしっかりと丁寧にする。

また保護者への意識づけも丁寧に学校から説明している。

学校説明会や入学者説明会などでお金の話をきっちりする

#### 4. 3. 高等学校等就学支援金の受給資格をもちながら受給していない 家庭の有無、その場合の理由や背景など

学校から連絡をしても毎年1桁は該当者が残る。保護者が役所にも行く時間がない、ダブルワークトリプルワークしている世帯。  
またマイナンバーすら出てこないケースもある。

#### 4. 4. 高等学校等就学支援金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い

とくに進路の違いはない。

進学希望者は全員学生支援機構奨学金の予約採用にとりあえず申し込む。

#### 4. 5. 高等学校等就学支援金の効果について

(1) 保護者家計への効果

中3生の保護者から授業料支援のことを気にして、子どもの進学先を考えるようになっている。多くの保護者が府の制度だと認識している。

専修学校ではなく大学への進学率が上昇している。

大阪府の私立高校無償化によって4年生大学の進学比率が高まった、学校の指導もあって、家計もついてきてくれる。

また、家計のゆとりが出てきた支援制度利用世帯の短期留学費用にまわっている。1年生892名中70名留学ができている状況。

子どものお金は子どもに使う家計が増えたと感じている。

いっぽうで生活保護世帯は、家計の余裕を生計費にまわしてしまう。

入学時に大学進学資金の貯蓄指導をしている

高校3年生の何月に推薦の費用が必要という見通しも必要という話を保護者にする。。

(2) 生徒のアルバイトや学業への効果

本校では、手厚い指導を行っているので塾には通う必要がない

(3) 生徒の卒業後進路への効果

4大進学率の上昇で手ごたえは感じている

日本学生支援機構の予約採用は進学希望者は全員申し込む、ローンという説明をしている

生徒がパソコン登録できないので、学校が生徒にかわって申し込む方法を採用している。

(4) その他、効果と考えられること

専願入学者の増加

## 5. 「高校生等奨学給付金」について

### 5. 1. 受給者の状況

- ・ 高校生等奨学給付金の受給者数について教えてください。  
平成 29 年度分データで申し込み状況を把握している。

### 5. 2. 高校生等奨学給付金の校内での対応手順・申請手続きの手順

(校内の担当者と学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

就学支援金と同じ

### 5. 3. 高校生等奨学給付金の受給資格をもちながら受給していない生徒の有無、その場合の理由や背景など

就学支援金と同じ

### 5. 4. 高校生等奨学給付金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い

就学支援金と同じ

### 5. 5. 高校生等奨学給付金の効果について

(1) 保護者家計への効果

非課税世帯なので、通学定期代や学校諸費用に充てている。

未納率、延納率の改善にはつながっている。

オープンキャンパス経費や検定試験に、奨学給付金をまわしている世帯もある

(2) 生徒のアルバイトや学業への効果

就学支援金と同じ

(3) 生徒の卒業後進路への効果  
就学支援金と同じ

(4) その他、効果と考えられること  
給付金制度で低所得者に手厚くなって本校に入学しやすくなった。

## 6. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度の状況

### 6. 1. 都道府県が運営する貸与奨学金の受給者数の状況、以前と比べての変化・推移（人数の変化）

|           | 平成 25 (2013) 年度 | 平成 28 (2016) 年度 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 受給者数・利用者数 | 783 名           | 620 名           |

所得基準が 800 万円以下と緩いので、給付金が受けられない層が利用する。

### 6. 2 都道府県が運営する貸与奨学金の利用状況

### 6. 3. 家計急変者に対する奨学制度の奨学制度の利用者の有無、周知・利用状況

### 6. 4. その他の奨学金の利用者の有無、利用状況

## 7. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度に対する、保護者のなかにある意見や要望。また、学校内でどのような意見や要望があるか。

手続きについては煩雑であり事務スキルが高くないと、職員さんもついていけない。  
他の私立高校でも、事務長の能力やスキルが追い付いていない。  
本校では事務長さんが銀行出身であるが、金融関係経験がないとついていけないだろう。  
学校から府への所得エビデンスの説明、徴求、金額判定に時間がかかる  
(離婚協議中の弁護士さんの証明、戸籍抄本対応など事務室で行う。)  
都道府県によって支援金額に大きな隔たりがあることは課題と考えている。

保護者にとっては申し込みの方法が煩雑である。  
家計にとっては授業料以外の経費も負担である。



入学年経費が 50 万円、支払時期が 3 月に集中する。公立に落ちた日に本校への入学金等の支払いができない世帯の支払い猶予をするが、入学時の負担を軽減する支援も必要ではないか。

大阪市による交通費補助は大きい

全学区制で通学区が広がっている、市町村の格差があることにより、やむをえず自転車通学をする生徒もいる。

生活保護世帯への支援の在り方は課題。

生活保護世帯は、OC などの費用は出ない、年度初めの計画にないものが出ない、学校が計画していない支出は教育扶助の対象外である。

大学受験料、センター試験費用も生活保護費用で出ないので、3.5 万円×1~2 校しか受けられない、学校のランクを落とすか地方の国公立、関東の大学に推薦などで行く。

大阪府の私立高校無償化については授業料のキャップが外れないことは課題。

当時の府の担当者が全私立高校の加重平均で算出したが、授業料は上がっている。

施設費を込みで授業料にしているが授業料とは別にしてほしい。

耐震か新施設で経費がかかるので、大阪だけ施設費を授業料に含めることにこだわっている。

大阪府の入学料は昔から安いので上げにくい。

授業料の所得捕捉の仕方が、中小企業経営者に対してフェアではない。

行政による私立学校の事務チェックがちゃんと出来ない高校のレベルアップにつながるのではないか。私立高校間の体制の格差は心配している。

## D 高校インタビュー調査

### 1. 高校の概要

所在地：大阪府

設置形態：公立・全日制高校

### 2. インタビュー調査の概要

#### 1. 調査実施時期

平成 29(2017)年 10 月

#### 2. 調査対象者

校長 1 名

教頭 1 名

スクールソーシャルワーカー 1 名

※スクールソーシャルワーカー調査は別途取りまとめた。

### 3. インタビュー記録

#### 1. 高校卒業後の進路状況について（概況）

毎年、卒業生の 7～8 割の生徒が就職している。2 割程度の生徒が進学している。この割合はここ数年全体的な大きな変化無し。

専修学校進学予定だがお金がない生徒も増えている。高校求人が幸い良いので、それに救われている状況。

手数のかかる保護者、生徒が増えている、生徒の発作のつきそいなどでおさまるのに 5-6 時間かかる

自立支援コースがあり、障害者手帳取得者で 40 名以上、中学校支援級在籍者は 100 名クラスに 5-6 人はいる、それで普通になっているが、かなり世の中一般と比較して多い

定時制は孤立した生徒が多いのに対し、全日制は学び直しで来る。

小中学校で学びから遠ざかっていた生徒と、知的な障害のある子どもたちが一緒に学んでいる

1年生はうまくいくが、2年生から学習内容が難しくなるので、課題を感じている

エンパワーメントスクールになってから、2年生に進級したあとに4月に転学、中退の生徒が多くなっている

自助努力からの学校文化の変革中である。

教員の60%が初任、講師、転任4割(2校目)、平均年齢35歳

教科指導中心でキャリア蓄積してきた教師が50才越えてくるケースはない、生徒支援に発想を切り替えていく、若いほうが適応力がある

人事面談も実施しているが教師の負担感が高い学校である。

## 2. 中退者の状況について

### 2. 1. 中退者数の変化

|           | 平成 25 (2013) 年 | 平成 28 (2015) 年 |
|-----------|----------------|----------------|
| 在籍生徒総数    | 4 9 3          | 5 1 1          |
| 1 年生の中退者数 | 4 8            | 3 2            |
| 2 年生の中退者数 | 8              | 1 2            |
| 3 年生の中退者数 | 4              | 2              |

### 2. 2. 中退者の状況について (概況)

2015年に学校が改編され、「まなびなおし」をしたい生徒が増加し、これまで早々に退学を決めていた1年生の生徒が減少した。その他の学年は、これまでとあまり変化なしである。

経済的背景から、「学ぶ」ことより「就労」に重点を置いた。

複雑な家庭背景から、生活自体が安定せず、登校するに至らなかった。

学校生活(学校のルールなど)になかなか馴染めなかった、などの理由。

## 3. 経済的な問題を抱える生徒に対する、高校の相談窓口と支援体制について

経済的な問題を抱えている生徒・保護者に対して、支援を必要とする場合、学校側からの「気づき」に重点を置いている。

また、進学希望の場合は、生活保護家庭、非課税家庭の生徒・保護者に対して、学費の面で保障できるのかどうか、担任から聞いている。進学のために必要な金額を具体的に提示して、奨学金を借りながら卒業するまでのシミュレーションを本人・保護者に提示している。

進路指導部では、利用者が多い奨学金（大阪府育英会・大阪市奨学費・日本学生支援機構）に関しては、全員にプリント配布で連絡している。比較的对象者が少ない奨学金（あしなが奨学金や大阪市以外の市町村奨学金）に関してはクラスポスター掲示などで対応。特別事情を持つ生徒に関しては、進路奨学金担当が個別に対応している。

相談体制は以下の通り。

上記の「生徒支援委員会」などの組織で検討し、それを担任・学年に返している。

進路指導部で担当している大阪府育英会や大阪市奨学金、大学進学における日本学生支援機構に関してはそれぞれの学年進路奨学金担当が対応している。

より困難なケースで要対協対象の生徒 90 人がいる。週 1 回はケース会議、月 1 回は拡大で SSW も含めた会議。校内に高校生の居場所カフェがあり、困難を抱える生徒の受け皿となっている。

ほぼ全員が経済的課題をかかえるので、担任による三者面談で聞いている。

保護者に後で電話確認するケースもある

大阪市奨学費を中学から予約するので、対象世帯は把握はできる。

就学支援金事務で低所得世帯はつかめるようになった。

進学校では 15% の家庭が授業料を払っていた、授業料を払っているほうが実際の家計の困窮度が高い。

教員の子どもへの見下し感が強くなっている

若返り効果もあるが、貧困世帯の実態が想像できなくなっている世代

「指導」についてきてほしいという教員の側の思いが、生徒に伝わらない

しんどくなる生徒が多い、教員の生活背景と子どもの経済状況とのギャップが多い

#### 4. 「高等学校等就学支援金」について

##### 4. 1. 受給者の状況

平成 28（2016）年度の受給者数：482 名

**4. 2. 高等学校等就学支援金の校内での対応手順・申請手続きの手順**  
 (校内の担当者、学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

| 部署    | 事務分担                         | 内容  |
|-------|------------------------------|---|
| 教育委員会 | 事務全体のとりまとめと学校事務室との連絡調整       | 事務処理要領・様式の作成、事務説明会の開催、受給資格認定、封筒・用紙の発注等      |
| 学校事務室 | 学校での進行管理と委員会との連絡調整、各学年への事務依頼 | スケジュールリング、申請書等の印刷及び配布依頼、回収後チェック、提出のための取りまとめ |
| 学年主任  | 各学年のとりまとめ                    | 事務室との連絡調整、各学年での申請状況の把握、学級担任への指示             |
| 学級担任  | 生徒及び保護者への対応                  | 申請書等の配布及び回収、提出状況の確認、不備書類の提出依頼               |

・担当の窓口や体制について教えてください。

事務室担当職員 1 名 及び事務補助非常勤職員 2 名 (いずれも他業務兼務)

・この制度について生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて教えてください。

新入学時の合格者説明会の際に制度の概要について説明し、あわせて全員に初回申請用の用紙配布等を行う。その後、毎年 7 月の更新時に各学級を通じて再度周知、申請書等の配布を行う。

最初の提出率は 3/4 くらいの世帯にとどまる。

課税証明の大阪市書式を名前以外に記入してコピーして配布する工夫をしている。

未提出者督促は行う、福祉とつながっている場合にはサポートしてもらえて、提出。

高校も区役所とつながっているので保護者の書類取得を支援する。

就学支援金事務が入ったときパート 2 人、週 29 時間未満、週 4 日×6 時間  
 繁忙期 (授業料関係で 1 人、事務繁忙で 1 人)、教頭補助 40 時間がつく。

高校事務 3 人 主事 1、主査 1、事務長 1 (就学支援関係のチェック業務は正規が実施している) + 非常勤 2 名 (証明書発行、郵送での書類受付、就学支援金の書類整理)

この体制で、事務はスムーズにまわっている。

未提出家庭訪問の出張扱いの件数も多い。

申請書類が多い

また大阪府の独自の外国語書式の日本語対照表はない  
書式が複雑であり、保護者の記入が難しい

外国語対応は 20 人、タガログ語、スペイン・ポルトガル語、中国語、タイ語

#### **4. 3. 高等学校等就学支援金の受給資格をもちながら受給していない家庭の有無、その場合の理由や背景など**

受給資格を持ちながら受給していない家庭は、年間数件あり。理由としては、課税証明書請求などの手続きが面倒なので申請しないというもの。

家庭背景（家族関係）が複雑で、且つ経済的にも課題のある家庭が多いため、行政機関に書類を取りに行くことも困難である（保護者にその力がないこと、気持ちがないこともままある）。時には、生徒本人に課税証明書を取得させる支援も必要となってくる。

\*同じ理由で、給付型の奨学金である「大阪市奨学金」について、中学校での「予約」の手続きができなかったため、入学時に給付される資金を、該当資格を持ちながら逃している例も毎年散見する。

#### **4. 4. 高等学校等就学支援金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い**

特になし

#### **4. 5. 高等学校等就学支援金の効果について**

##### **(1) 保護者家計への効果**

生活保護世帯・非課税世帯・ひとり親家庭がほとんどであることから、授業料においては保護者の家計に対して効果はあると思われる。（その他、市町村給付型奨学金についても申込みが多い。

##### **(2) 生徒のアルバイトや学業への効果**

就学支援金で授業料においては実質無償にはなっているが、生徒たちはアルバイトもしながら学業に励んでいる。

##### **(3) 生徒の卒業後進路への効果**

卒業後進路への効果は特に見られない。また生活状況は変化ないと思われます。

#### (4) その他、効果と考えられること

施設にいる子の進学増は経済支援の成果

修学旅行ではなく研修旅行という生保家庭、児童養護施設の資金は出る

### 5. 「高校生等奨学給付金」について

#### 5. 1. 受給者の状況:267名

#### 5. 2. 高校生等奨学給付金の校内での対応手順・申請手続きの手順

(校内の担当者と学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

高校就学支援金に同じ。

新入学時の合格者説明会の際に制度の概要のみ説明し、毎年7月の就学支援金更新手続き時に生徒全員に対して各学級を通じて申請書等の配布を行い、支援金更新書類と同時に申請書を提出させている。

#### 5. 3. 高校生等奨学給付金の受給資格をもちながら受給していない生徒の有無、その場合の理由や背景など

就学支援金に同じ

#### 5. 4. 高校生等奨学給付金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い

受給者の生徒は、ある程度生徒自身で進路決定をしており、保護者の関心もあると思われる。

逆に、受給していない生徒は2通りある。

・経済的に裕福で申請しなかった生徒については、大学進学や専門学校も視野に入れた進路決定をしている。

・課税証明書提出まで至らなかった生徒（保護者の関心が低い、課税証明を取れない、または就学支援金自体関心がない、申請しなかった）については、進路決定もなかなか決まらず、フリーターなどを選ぶ場合もある。

## 5. 5. 高校生等奨学給付金の効果について

子どもの自転車、良くなっている、バイトの賃金水準の改善、保護者が買ってくれるようになっている。単純に奨学給付金の効果だけではなく、賃金水準の改善も大きいだろうが、家計にゆとりを生む効果はある。

## 6. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度の状況

### 6. 1. 都道府県が運営する貸与奨学金の受給者数の状況、以前と比べての変化・推移（人数の変化）

|             | 平成 25（2013）年 | 平成 28（2015）年 |
|-------------|--------------|--------------|
| 府育受給者数・利用者数 | 105          | 114          |
| 大阪市奨学金      | 59           | 44           |

### 6. 2 都道府県が運営する貸与奨学金の利用状況

多くの生徒が利用している。しかしながら未返還の生徒が多いのが問題である。中学校で予約してくる生徒が多いが、本当に必要な生徒で、保護者が「知らなかった」「書類を整えられなかった」等の理由で予約せずに来る生徒もままいる。

あまり利用していない（もともと経済状況が良くない家庭が多い。奨学金等を借りる必要がない経済状況から、急変するという事例が減多にない）。連絡・相談があれば対応している。

### 6. 3. 家計急変者に対する奨学制度の奨学制度の利用者の有無、周知・利用状況

あまり利用していない（もともと経済状況が良くない家庭が多い。奨学金等を借りる必要がない経済状況から、急変するという事例が減多にない）。連絡・相談があれば対応している。

### 6. 4. その他の奨学金の利用者の有無、利用状況

進学する生徒のほぼ全員が日本学生支援機構の奨学金を予約している。

進学する生徒が日本教育公務員弘済会の奨学金（給付）を毎年1名いただいている。貸与型の場合、大阪府育英会・日本学生支援機構の奨学金だけで、本人の返済能力を考えると限度いっぱいになる。他の奨学金まで借りることは難しい。

給付型の場合も、新聞奨学生や「〇〇に就職した場合については返済不要」等の条件がある場合には、本人や家庭状況等より条件を守ることが難しいとやむなく諦める場



合も多い。

各奨学金等、似たような名称で、募集時期も重なっているため、混乱する本人・保護者が多い。また、奨学金によって、必要書類の記入事項、また特に添付書類が相違することに保護者が混乱する。利用可能な金融機関が異なることもそれに拍車。日本語の書類のみでは、なかなか理解していただけないこともある。

## **7. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度に対する、保護者のなかにある意見や要望。また、学校内でどのような意見や要望があるか。**

- ・ 手続が面倒である。特に、ひとり親家庭で仕事をもっている場合は、課税証明書等の添付書類をそろえるのが手間である。
- ・ 同じような制度がいろいろあってどれがどれかよくわからない。
- ・ 何度も同じような書類を書かされる。
- ・ 本校のように、多種多様な家庭背景、家庭状況に置かれている生徒が多い場合、家庭状況にも配慮しながら、また外国にルーツのある生徒への対応など、多様な対応が求められるため、もっと簡単かつ生徒や保護者に多大な負担がかからないよう、スムーズに申請できる方法を考案していただきたい。

学校内での意見要望は次のとおり。

- ・ 手つづきが煩雑で事務負担が大きい。
- ・ 他制度との連携が取れていない。
- ・ 教員の事務負担が大きい。

・ 生徒への（家族関係など）配慮も要するため、非常に神経を使う作業となっている。どの生徒にも負担がかからないような制度設計にしていきたい。

## E 高校インタビュー調査

### 1. 高校の概要

所在地：大阪府

設置形態：公立・定時制高校

### 2. インタビュー調査の概要

#### 1. 調査実施時期

平成 29(2017)年 10 月

#### 2. 調査対象者

進路指導部教諭 1 名

事務職員 1 名

※スクールソーシャルワーカー調査は別途取りまとめた。

### 3. インタビュー記録

#### 1. 高校卒業後の進路状況について（概況）

平成 29 年 3 月就職について比較的スムーズに就職が決まった。勤務が継続しない生徒も多い。

生徒状況は学年によってまちまちである。

4 年生は年配者が多い、3 年は 7 割が高校生世代、30%が 20～30 代、60 代もいる。

1 年生年齢層高め、2 年生も年齢層高め（中卒ストレートは少ない）。

#### 2. 中退者の状況について

##### 2. 1. 中退者数の変化（平成 28 年度のみ把握可能）

|           | 平成 25 (2013) 年度 | 平成 28 (2016) 年度 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 在籍生徒総数    | 159             | 113             |
| 1 年生の中退者数 |                 | 4 名             |
| 2 年生の中退者数 |                 | 6 名、転学 1 名      |
| 3 年生の中退者数 |                 | 2 名             |
| 4 年生の中退者数 |                 | なし              |

## 2. 2. 中退者の状況について（概況）

成績が理由の中退者はいない。

就学に対する意欲が下がってきたことが主な理由。

中退者は中学校は不登校気味、精神的な波は大きい傾向にある。

アルバイトに比重が傾いてしまうケースもある。

### 3. 経済的な問題を抱える生徒に対する、高校の相談窓口と支援体制について

授業料、私費負担については国の支援金や給付金で間に合うレベル。

最終的には給付金で間にあっている。

給付金額増で未納が減っている。

生徒が悩まなくて済むようになっている。

### 4. 「高等学校等就学支援金」について

#### 4. 1. 受給者の状況

平成 28（2016）年度の受給者数：75 名

※このほかに大阪府の学び直し支援金対象が 1 名

#### 4. 2. 高等学校等就学支援金の校内での対応手順・申請手続きの手順

（校内の担当者、学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など）、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

3 月 入学説明会に 1 年生に配布、回収は原則全員（該当しないも含めて）

（未回収は平成 29 年度はなし、平成 28 年度はあり）

7 月締切 旧制度対象は配布しない（長欠者）、新制度対象者のみ配布

給付金については平成 29 年度は全員配布、平成 28 年度は該当者に対し窓口配布

全員配布のほうが、手間が増えない

#### 4. 3. 高等学校等就学支援金の受給資格をもちながら受給していない家庭の有無、その場合の理由や背景など

資格がありながら就学支援金の未申請生徒が 1 名いる。

生徒のほうが申請しないという書類を出したので確認した。それ以降は連絡がとれない。

受給資格を持ちながら受給していない家庭は、年間数件あり。

理由としては、課税証明書請求などの手続きが面倒なので申請しないというもの。

#### **4. 4. 高等学校等就学支援金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い**

特になし

#### **4. 5. 高等学校等就学支援金の効果について**

(5) 保護者家計への効果

(6) 生徒のアルバイトや学業への効果

(7) 生徒の卒業後進路への効果

(8) その他、効果と考えられること

授業料、私費負担については国の支援金や給付金で間に合うレベル。

最終的には給付金で間にあっている。

給付金額増で未納が減っている。

生徒が悩まなくて済むようになっている。

生徒は授業料はらわなくて良いので、家計に効果はあるはず

### **5. 「高校生等奨学給付金」について**

#### **5. 1. 受給者の状況:46名**

#### **5. 2. 高校生等奨学給付金の校内での対応手順・申請手続きの手順**

(校内の担当者と学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

高校就学支援金に同じ。

受給資格があるにもかかわらず申請しない場合には、確認をとる

受給資格がある方は受給できているはず

#### **5. 3. 高校生等奨学給付金の受給資格をもちながら受給していない生徒の有無、その場合の理由や背景など**

就学支援金に同じ

- 5. 4. 高校生等奨学給付金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い
- 5. 5. 高校生等奨学給付金の効果について
- 6. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度の状況
  - 6. 1. 都道府県が運営する貸与奨学金の受給者数の状況、以前と比べての変化・推移（人数の変化）
  - 6. 2 都道府県が運営する貸与奨学金の利用状況
  - 6. 3. 家計急変者に対する奨学制度の奨学制度の利用者の有無、周知・利用状況
  - 6. 4. その他の奨学金の利用者の有無、利用状況
- 7. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度に対する、保護者のなかにある意見や要望。また、学校内でどのような意見や要望があるか。

給付金の申請書②（非課税世帯）、③（第1子、第2子）の説明がわかりにくい、家族構成が複雑で区分③に該当する生徒とそうでない生徒の条件が判定しづらい。

支援金は生徒さんに事務処理で過去在学の確認項目がなくなったが、過去在学歴がないことを証明する書類が必要と言われた、かえって手間が増えた。

生徒はともかく事務負担の増大がすごい。

書式のいいまわし自体がややこしい、もっと簡単にできるはず。

本校や大阪府下の他校では制度や書式についてマンガで説明している。ただし理解している生徒や世帯は1～2割程度

生徒側で読んで理解できる人はいない。

生徒や保護者の記入のサポートは、事務が担当している。

窓口で個別対応でまあなんとかこなしているが、ミスのない生徒がいない、記入ミス、課税証明の区分ミスが多い。

成人された方の場合には、保護者以外に本人証明の保険証が必要である。

また生活保護の生徒さんで、退学歴があると生業扶助がないので、給付金の分の生活保護費が減らされる場合もある。

生業扶助を受けていないかどうかの福祉事務所の電話確認も学校対応になる（平成 28 年度以降）。

大阪府教育庁の施設財務課の確認担当は、非常勤なので毎年判断があやふや。

今年度の場合だと、受給資格証明通知が必要とされる、それを次の入学先で提出する必要があるが、新入学生でかなり前の在学経歴があったときに、通知を出せと言われて、上に確認してもらった。

大阪府独自の学び直し支援金は、過去在学歴がある生徒に対してなので、48 か月プラス 2 年の期間があるので定時制では使いやすい。

定時の場合、急に学校来なくなって長欠状態、居場所もわからない（10 名程度）

支援金制度によって未納による退学ができないので困っている。

生徒は授業料金額は把握していない

給付金は金額は未納がない場合には把握できる、学校委任による給付金の相殺対象の世帯は仕組みをよく理解していない可能性がある

教員も制度理解していない。

## F 高校インタビュー調査

### 4. 高校の概要

所在地：東京都

設置形態：公立・全日制高校

### 5. インタビュー調査の概要

#### 1. 調査実施時期

平成 29(2017)年 10 月

#### 2. 調査対象者

校長 1 名

学校事務職員 1 名

教諭 1 名

### 6. インタビュー記録

#### 1. 高校卒業後の進路状況について（概況）

#### 2. 中退者の状況について

##### 2. 1. 中退者数の変化

|           | 平成 25（2013）年 | 平成 29（2017）年 |
|-----------|--------------|--------------|
| 在籍生徒総数    | 646          | 646          |
| 1 年生の中退者数 | 18           | 5            |
| 2 年生の中退者数 | 3            | 13           |
| 3 年生の中退者数 | 4            | 6            |

##### 2. 2. 中退者の状況について（概況）

都立高校全日制で、都の中退対策校。課題の多い高校である。

240 名／学年のうち、100 名が辞めた年もあった。

中退防止の対策として、現在、土曜に勉強したい生徒を支援したりする取り組みを行っている。

財源は東京都と文科省からもらう。

中退防止策として、スクールカウンセラーを配置している。

E 高校には三つの課題がある。

(a) 都立高校の中で学力が最下位レベル

(b) 体力面でも最低位。スポーツテストの点数が東京都の中で一番低い。

(c) 地元の区では、家庭環境の厳しい生徒が多い。先生の対応が追い付かないほど。  
である

・このような背景で、様々な取り組みを行い、現在、中退が 24 名まで減った。

家庭環境の厳しい生徒、金銭面や金銭以外の面で苦しい家庭の生徒、児童相談所や DV を受けるような生徒が、集まりやすい高校である。

・昨年度の 24 名中退のうち、経済困難のために中退したケースは少ない。

アルバイトによって勉強がしなくなったケースがある。

・家庭困難の生徒が多い。6 割程度はそうだろう。問題の多い家庭である。教育への環境がよくない。学校に目を向けられない。経済理由が少し入っている。

・最近、中退防止の支援策を強めたので、中退者が少なかった。

・転学者は昨年 10 名、一昨年 20 名。減っている。ほとんど通信へ行く理由で転学。

・中退理由のうち、メンタルの理由もある。発達障害の生徒もいる。

### 3. 経済的な問題を抱える生徒に対する、高校の相談窓口と支援体制について

・支援金などの事務体制について

派遣の方が数名、申請書類の封筒入りの作業を担当。

支援金の事務作業について、派遣の方は、書類郵送・審査・データ入力を担当。学校事務職員が監督の立場である。

保護者のうち共働き世帯が多いため、勤務時間帯なら、電話督促の業務が派遣の方に任せるが、それ以外の時間帯なら、学校事務職員が夜に督促の電話をする。派遣の方が勤務時間帯内の対応を担当してもらう。

現在は、「4 人正職員＋アルバイト」という体制。アルバイトの方は、週 3 回、6 時間／日の勤務となる。

・支援金申請の書類提出について

4 月の場合は、入学式の時に保護者が直接提出する形。

7 月の場合は、学校まで郵送してもらうのが原則。近隣に住んでいる場合は保護者が生徒が直接提出する。

郵送の理由は、直接提出なら、事務が対応しきれないことと、書類が出したかどうか



かの確認が難しいこと、また個人情報の取り扱いという理由がある。

以前、保護者が生徒に出してもらったが、生徒が提出することを忘れて、書類が鞆にぐちゃぐちゃになったケースがあった。

- ・督促の分担について

4月の1年生の入学式に、担任教員に手渡すようにしている。

入学式に持ってこなかった場合も、担任先生に確認していただくことにする。忘れて二日後に督促の手紙を出す。

提出書類の流れとして、生徒→担任先生へ渡す→担任先生が経営室に持ってくる。

- ・支援金制度の理解はどうか？わかっているかどうか？

新1年生は「就学支援金」って聞きなれていなかった。わかっていない。保護者がパンフレットを読んでいない、理解していない。生徒がもっとわからなかった。

「就学奨励金」に似ている。名前がややこしい。

- ・教員にどのように周知するか？

生徒への送付書類と同様に、担任先生にも渡す。制度のレクチャーを行う。

教員も十分理解していないと思う。とにかく11万を払わなくてもいいから、という説明をする。

担任先生から生徒への督促連絡がない。

生徒から教員に就学支援金のことを聞いて、それから教員が経営室に聞いてきたことがある。

- ・外国籍の生徒に対する支援は出川っていない。

外国籍の保護者が理解できていない。書類を説明するために、同席の形で生徒に読んでもらい、高校から書類記入などを指導した事例もあった。

- ・高校在学中や大学等進学のための奨学金の種類が多いから、ややこしい。

Eg：岩井育英会の奨学金など。

- ・支援金について1年生2回申請。これはかなり手間がかかる。

保護者は前期と後期の住民税が違うことを理解していない。

- ・書類を全く出さなかったケースに関して、督促回数が増加。これは中国籍保護者のケース。

- ・授業料無償の政策ならこのような手間がかからない。

- ・マイナンバーで、所得の書類を出さなくても該当者を拾えるかも。
- ・郵送書留で督促。
- ・東京都給付奨学金は、さらに事務作業を増やす。
- ・受給者の決定について  
4月には教育委員会が決定。  
7月には登録で自動的に該当者がわかるから、派遣の方が業務を担当。

#### 4. 「高等学校等就学支援金」について

##### 4. 1. 受給者の状況

4. 2. 高等学校等就学支援金の校内での対応手順・申請手続きの手順  
(校内の担当者、学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

##### 4. 3. 高等学校等就学支援金の受給資格をもちながら受給していない家庭の有無、その場合の理由や背景など

3.に同じ

##### 4. 4. 高等学校等就学支援金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い

##### 4. 5. 高等学校等就学支援金の効果について

###### (1) 保護者家計への効果

###### (2) 生徒のアルバイトや学業への効果

- ・生徒はアルバイトしている。支援金をもらえたから、アルバイトを減らす傾向はない。
- ・アルバイトは主に小遣い、遊び、カラオケに使っている。

###### (3) 生徒の卒業後進路への効果

###### その他、効果と考えられること

そもそも経済困難でやめる学生が少ない。あまりいない。  
家のために働かなければいけない学生が数名、1、2名程度。

## 5. 「高校生等奨学給付金」について

### 5. 1. 受給者の状況

### 5. 2. 高校生等奨学給付金の校内での対応手順・申請手続きの手順

(校内の担当者と学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

### 5. 3. 高校生等奨学給付金の受給資格をもちながら受給していない生徒の有無、その場合の理由や背景など

- ・給付金に関する業務の人件費は国から人件費をもらえない。  
支援金は国から人件費をもらえる。だから、アルバイトを雇って、入力作業を任せた。ただし、派遣の研修が派遣会社でどこまでするのか不明。  
手続きは7月に保護者に書類を郵送し、8月に提出してもらい、9月に学生に手渡す。
- ・派遣の方が支援金の入力業務を担当(180人分、期限まで終えなければならない)。その後給付金の業務処理を行う。給付金の書類確認は学校事務職員が担当。
- ・東京都給付型奨学金の事務作業と、今年度期間が重なっている。2、3年生は3月申請。1年生だけ、支援金の時期と事務が重なる。
- ・修学旅行は、昨年度から通常の10月から2月に変更した。過去、修学旅行に行けなかった学生がいった。
- ・修学旅行は積立金から出費。積立金で修学旅行へ行ける。  
給付金が積立金の未納分に充当できる。
- ・12月以降に給付金の事務処理が終える。  
給付金が出れば、就学旅行に行ける。(12月に給付金の事務作業が完了する。それ以降に給付金を確実にもらえれば、積立金の未納分に充当でき、修学旅行にいけるかもということで、修学旅行の日程を2月に変更した。)
- ・積立金の3割を未納するならば、修学旅行に行けない。授業料はゆうちょ口座から引き落とす。  
「積立金未納ならいけない」という参加同意書を保護者に送る。  
毎年、数名が修学旅行に参加しない(数万しか足りないため)。
- ・東京都の修学旅行費用は7万円程度である。

#### **5. 4. 高校生等奨学給付金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い**

#### **5. 5. 高校生等奨学給付金の効果について**

- ・給付金は現金ベースなのでどこに使われたのかが不明。  
家庭の生活費に回すケースもある。
- ・生徒がアルバイトして、学校から離れていく。格差が生じる。塾に通わない生徒が多い。電車やバスではなくほとんど自転車で高校に通ってくる。
- ・お金がないので都心には行かない。定期を買えないし、地元を離れない。
- ・都立高校は普通、1 / 3 が地元出身だが、本校は9割。ほとんど地元の人。

### **6. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度の状況**

#### **6. 1. 都道府県が運営する貸与奨学金の受給者数の状況、以前と比べての変化・推移（人数の変化）**

#### **6. 2 都道府県が運営する貸与奨学金の利用状況**

#### **6. 3. 家計急変者に対する奨学制度の奨学制度の利用者の有無、周知・利用状況**

- ・東京都の給付型奨学金について  
資格取得者への支援。350万収入以下で、4割が受けている。  
3万か5万か。現金ではない。主に資格試験のために支給する奨学金。だから、保護者が興味なし。  
高校で取れる資格があまりない。漢字検定とか、英検とかの際に、東京都が出してくれる奨学金である・

#### **6. 4. その他の奨学金の利用者の有無、利用状況**

- ・高校3年生の時に奨学金の説明会がある。借金して大学に行くケースがある。
- ・本校では、大学まで行かせる保護者が少ない。親が学費が払えないから、就職にさせる。本人が大学に行きたい場合もあるが。

- ・児童養護施設から通う生徒もいる。
- ・JASSO 給付奨学金の推薦枠の手続きについては、期間が短かった。周知するだけで時間がかかった。

## **7. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度に対する、保護者のなかにある意見や要望。また、学校内でどのような意見や要望があるか。**

- ・ぜひ所得制限なしの無償化にしてほしい。  
本校は経済困難な学校である。9割が支援金をもらっている。  
支援金の所得基準を外してほしい。そうすると、事務作業が軽減へ。  
電子申請の仕組みがあれば、保護者と学校側がお互いに楽になる。
- ・給付金について、早い時期に決定してほしい。修学旅行の費用に充当できるから。  
ただし、9月支給なら、別の奨学金の事務作業と被る懸念がある。
- ・重点支援校のような、学校の裁量を増やしてほしい。
- ・高校入学時にお金の問題を乗り越えれば、なんとかなる。入学時に手当があればよい。
- ・入学金の分割の相談もあった。
- ・入学料の免除制度もある。
- ・制服費用が高い。説明会の時に、費用をしっかりと提示して、保護者に早い段階からため込んでもらうように、中学校から指導があったと思う。
- ・制服は業者と連携してお金の納付を待ってもらう場合もある。

## G 高校インタビュー調査

### 1. 高校の概要

所在地：北海道

設置形態：公立・全日制

### 2. インタビュー調査の概要

#### 1. 調査実施時期

平成 29(2017)年 10 月

#### 2. 調査対象者

教頭 1 名

事務長 1 名

教諭 1 名

北海道教育庁高校教育課職員 1 名

※スクールソーシャルワーカー調査内容は別途まとめた。

### 3. インタビュー記録

#### 1. 高校卒業後の進路状況について（概況）

フィールド制高校 平成 20 年度より道教委、第 1 号指定の学校。

4 つのフィールド（ヒューマンサイエンス・ライフサポート・ナチュラルサイエンス・コミュニケーションメディア）から 1 つ生徒が選択して、教科群を選択する。

平成 20 年のフィールド制導入の頃は、大学・短大等進学が 6 割強、残り就職。

現在は、大学・短大・専修学校 5 割、就職 5 割に変化、就職層の割合が増加。

入学する生徒の層が、家計の状況含め経済的理由で就職重視になっている

最近は売り手市場なので、就職が決まりやすいために進学を選ばない傾向がある。

そもそも高校入学時に、卒業後の進路目標を明確にしている生徒は少ない。

入れる高校を探し、この高校に入ることがゴールという感覚で入ってくる。

したがって卒業後の目標をもって入ってくる生徒は少数。

本校はもっとも学力ゾーンが低い生徒の受け入れ先である。

経済的理由で私立高校ではなく、公立高校選択をする生徒が多い。

生徒の 1/3 はひとり親世帯、両親そろって所得を得ている家計は少ない。

フィールド制のうちコミュニケーションメディアフィールドは近隣の情報系の私立大学と連携している。

高校時の受講授業が単位認定され、この高校からの進学者には一部授業料免除もある。

高大連携が課題、理科授業で酪農学園大学、主権者教育で札幌学院大など連携している。

## 2. 中退者の状況について

|           | 平成 25 (2013) 年度 | 平成 28 (2016) 年度 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 在籍生徒総数    | 853             | 675             |
| 1 年生の中退者数 | 46              | 15              |
| 2 年生の中退者数 | 9               | 9               |
| 3 年生の中退者数 | 2               | 0               |

転学者（中退者とは別）

計 19 名

計 18 名

### 2. 2. 中退者の状況について（概況）

中退者は中学校から不登校傾向の生徒が多い

年間 100 日休んでいる生徒も多い

高校に来て出席状況が理由ではない生徒も多い

問題行動等で不適應も多い

経済的理由はほとんどない

生徒の 6 割強は江別、残りは札幌、北広島の大曲からくる。多いのは白石地区に在住する生徒である。

通学域が広いので通学時間が 1 時間がある生徒もいる、通学費問題も一部の生徒にはある。夏は自転車を通えるが、冬はバス代がかかってしまう。

転学者については、私立通信制高校が転学先である。

退学+転学で 60~70 名がドロップアウトする年もある。

各学年の新年度で遅刻が重なってくると、9-11 月あたりで転学手続きが増える、転学先の通信制高校では授業料が安い週 1 回のスクーリングパターンを選ぶ生徒が多い。11 月から

いまでに私立通信制に転学すれば留年しなくて済むために、秋に転学が多い

家計に経済的理由があれば私立通信には行けない

不登校や生活習慣の立て直しがうまくいかず遅刻欠席を繰り返す生徒が転学するケースが多い

アルバイトは許可制をとっており、アルバイト率は高い 7-8 割

夜おそくまでアルバイトしている生徒も多い、部活加入率が 4 割を切る

アルバイトをしてスマホ代を払わないといけない

家計のためという理由もある

PTA 会費(年間 4000 円)など諸費集めるが管内で一番安い

### 3. 経済的な問題を抱える生徒に対する、高校の相談窓口と支援体制について

進路関係経費は、担任が生徒の状況に気づいたり事務室からの未納情報を受けて進路指導部と相談

学校では資格試験等の検定料補助もだしている

検定受験者全員が 3 割補助をしている。昨年度までは 5 割だったが同窓会予算が不足して 3 割になった

AO 入試や推薦入試の合格発表が早いので、専修学校・大学等の入学金がおさめられないというトラブルがある

2 年生の見学旅行（修学旅行）の説明会と抱き合わせで進路説明会をして、保護者向け説明をする、しかし説明を聞いてほしい保護者ほど来てもらえない

三者面談時にも説明するが、三者面談も来ない

学校に来ない保護者はプリントを渡すしかない

見学旅行費については、今年度は未納が 5 名いるが、今年度は 2~3 人が未納で行けないという見通し

教科書費の購入は、1、2 名支払が遅れる生徒がいた。

諸費未納（PTA、文化体育、進路指導等）がある。

ここ 6 年程度は現金徴収をしている、現金徴収日（年 1 回・4 月）に収めてもらっているので未納率が低い。全学年で 5 名程度である

高校は毎月引き落としをするが、それをすると未納率が非常に高いので、一括徴収を行う



#### 4. 「高等学校等就学支援金」について

##### 4. 1. 受給者の状況

平成 28 (2016) 年度の受給者数 : 643 名

##### 4. 2. 高等学校等就学支援金の校内での対応手順・申請手続きの手順 (校内の担当者、学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、 教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保 護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

1 年生は合格通知時に就学支援金書類を全員配布する。

丁寧な学校事務担当者のおかげで、入学時説明会等からお金の説明をしてくれる。

今年度は 4 月に入学式に全員持参し、未提出者はなかった。

2、3 年生は、担任経由で 6 月配布、7 月末回収である。

課題は 2、3 年生の書類を集めること。教育局は 11 月末まで書類提出を待ってくれるので、ぎりぎりまで書類回収を事務室が頑張っている。

各学年 50-60 人 (在校生の 4 人に 1 人) が 7 月の回収期限に間に合わない

また提出書類に不備のない保護者は提出者のうち 50-60 人のみ、そこから事務室より電話で修正や取得すべき書類の説明をする。

取得する証明書や書類が難しいという保護者クレームも学校に寄せられる

本校の保護者は説明文書を読まない、読んでも理解できない方もいる。

住民税納税通知と所得証明との違いも分かっていない人もいる。

まちがえて源泉徴収票を出してくるパターンや、両親の所得証明が必要なのに片方だけなど様々。

また書類の未回収者は保護者に電話で意思確認するが、ほんとうに大変である。

今年度の就学支援金の申請書も現時点でまだそろっていない。

昨年度は道教委の教育局から市役所に確認して、保護者から委任状をとって、高校の事務主任が市役所に必要書類を発行してもらうパターンもあった (1 世帯)。

手続き業務にかかる人出を数値化して金銭換算することはできないか。そうすれば、所得制限をすることが現場負担になっていることが、文部科学省にも分かるだろう。

事務支援費による職員は教育局に配置されており、本校に配置はされていない。

北海道教育委員会では、書類を集めたり点検する作業については、各学校にお願いしている。

#### **4. 3. 高等学校等就学支援金の受給資格をもちながら受給していない家庭の有無、その場合の理由や背景など**

昨年度は最終的に書類未提出の世帯（1名）であった。  
書類をそろえられないことがその理由。

#### **4. 4. 高等学校等就学支援金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い**

特になし

#### **4. 5. 高等学校等就学支援金の効果について**

(1) 保護者家計への効果

(2) 生徒のアルバイトや学業への効果

(3) 生徒の卒業後進路への効果

(4) その他、効果と考えられること

保護者は制度導入前と後が比較できないので、効果が認識できない

低所得者層が多いので、就学支援金の効果は実感できていないのではないだろうか、実際に生徒のアルバイトも減っていない。

保護者に払いもどす仕組みではないので、効果の実感がわかないと思われる。

### **5. 「高校生等奨学給付金」について**

#### **5. 1. 受給者の状況**

平成 28（2016）年度の受給者数 162 名

※受給資格者は 189 名

## **5. 2. 高校生等奨学給付金の校内での対応手順・申請手続きの手順** (校内の担当者と学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

対象者は就学支援金事務のときに把握する。

保護者に連絡し、奨学給付金で受け取ることのできる金額も伝えるが、話の内容の重要さが伝わらない場合もある。

学校や市役所に書類を取りに行ったりすることがそもそも面倒なのかもしれない。

高校事務室で支援金業務から把握した対象世帯を拾う→担任から書類配布(6月)→7月回収→未提出者に保護者に電話→書類をそろえてもらう。

高校では8月末が最初の申請しめきりであり、10月末が教育局に書類を届ける最終締切である。

書類が出ない理由は、主に生活保護証明書がそろわないため。

生徒を呼んで事情を話しても書類が出ない。

高校事務室の体制が、就学支援金と奨学給付金に耐えられない。

平成22年年度から北海道は、道立学校支援室を教育局に設置し、一括して事務処理をしたときに学校事務職員の人数が1人ずつ減らされているため、現場の人員が手薄である。

## **5. 3. 高校生等奨学給付金の受給資格をもちながら受給していない生徒の有無、その場合の理由や背景など**

上記の通り、平成28年度には27人が受給できていない。

保護者の理解力不足、連絡がつかない等の家計もある

## **5. 4. 高校生等奨学給付金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い**

高校生等奨学給付金の効果は、わからない

おそらく生活費充当されている、進学経費にはまわっていない

大学や専修学校の入学金等が出せない世帯もあるので、進学経費充当はされていないと判断できる

家計の金銭管理能力がそもそも低い

### 5. 5. 高校生等奨学給付金の効果について

保護者家計への効果があると思われる。おそらく生活費充当。

子どもに給付金の効果がない、子どもの入学費をためておらずぎりぎりまで子どもに伝わっていないので、アルバイトで進学費用を貯蓄すれば良かったと悔やむ子どももいる

## 6. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度の状況

### 6. 1. 都道府県が運営する貸与奨学金の受給者数の状況、以前と比べての変化・推移（人数の変化）

|           | 平成 25（2013）年度 | 平成 28（2016）年度 |
|-----------|---------------|---------------|
| 受給者数・利用者数 | 23            | 7             |

※財団法人高等学校奨学会が実施している。

### 6. 2 都道府県が運営する貸与奨学金の利用状況

全道的に減っている

### 6. 3. 家計急変者に対する奨学制度の奨学制度の利用者の有無、周知・利用状況

家計急変者の制度は高校側も知らなかった。

保護者が亡くなったときに、生徒と保護者に経済的に大変にならないかどうか聞き取ったケースがある。

### 6. 4. その他の奨学金の利用者の有無、利用状況

あしなが育英会奨学金 1年生 1名（H29）

札幌市や江別市の貸与型奨学金も申し込むことはあるが、昨年度は採用されなかった。

※大学等給付型奨学金について 割り当て 11名（9名利用）

→制度の利用方法も学校で詳しく説明

教務部で手続き、生徒側に申込み（5-6月）

家計基準を優先させている（制度の趣旨に照らし合わせてニードベースで考えている）

## 7. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度に対する、保護者のなかにある意見や要望。また、学校内でどのような意見や要望があるか。

### 保護者意見・要望

制度の名称が似ていてわかりづらい（就学支援金、奨学給付金）

書類をとるのが面倒

記入書類がわかりづらい

### 学校要望

学校は全員無償化にしてほしい

高校事務長会でもそう言ってる

高校事務室運営を圧迫している

高校事務室の定数が1名減になっているので、所得制限のないときはまわっていたが、いまはかなりきつく、余裕のない運営になっている。

新指導要領対応、教授方法改革にともなう設備備品事務や予算要望などには、対応できる余裕がない懸念が高い。

事務室側の提案機能を高められる状況ではない。

教員の要望は年度当初に集約しているが、教科によって購入要望が多い時への対応が厳しい場合もある、就学支援金や奨学給付金事務も集中する年度当初の学校運営が特に厳しい。

アクティブ・ラーニング対応の備品・消耗品整備なども、支えきれなくなる

現在は事務主任が非常に努力してなんとか支えている状態、本庁への予算要望活動も増えることを考えると、平成22年度以降に減員1名になった状況での高校事務室体制はかなり厳しい。

塾、予備校に行く生徒は学年に1人いるかいないか、ほんとうに少ない

## H 高校インタビュー調査

### 1. 高校の概要

所在地：北海道

設置形態：私立・全日制

### 2. インタビュー調査の概要

#### 1. 調査実施時期

平成 29(2017)年 10 月

#### 2. 調査対象者

事務長 1 名

事務職員 1 名

※スクールソーシャルワーカー相当職調査は別途とりまとめている。

### 3. インタビュー記録

#### 1. 中退者の状況について

#### 2. 1. 中退者数の変化（ ）＝転学

|           | 平成 25 (2013) 年度                                 | 平成 28 (2016) 年度 |
|-----------|---|-----------------|
| 在籍生徒総数    | 706   | 544             |
| 1 年生の中退者数 | 46 (うち 2 名転学、入学者数が 307 名で<br>そもそも多かった、学力幅も多かった) | 15 (5 名転学)      |
| 2 年生の中退者数 | 6 (うち 2 名転学)                                    | 9 (3 名転学)       |
| 3 年生の中退者数 | 5   | 2               |

印象としては 25 年度の 1 年次中退者が多かった、経済的理由というよりは学校への適応が多かった。

SNS などクラス内での人間関係の複雑化、つまずきも多くなった年度

私立の通信制への転学が多い、入学時期が 7 月 1 日入学か 10 月 1 日入学で転学できない。随時転入ができない。道立高校の通信制の空き具合もある。

## 2. 2. 中退者の状況について（概況）

平成 25 年度は 1/3 が大学・短大、1/3 が専修学校、1/3 が就職だった。

平成 28 年度には大学進学者が増えた、公立短大学の編入学の仕方など進路指導の工夫をしている。

直接に経済的理由の退学はない。

不登校からの退学も多い、人間関係でのつまずきがある。

学力不振、友人関係が主となってくる。

## 2. 経済的な問題を抱える生徒に対する、高校の相談窓口と支援体制について

授業料以外の修学旅行費、資格試験等の資金は、教員が対応している。

授業料、教材費の滞納（引き落としされなかったケース）は一覧で教員に共有する、3 か月滞納すると教員が対応していく、担任から保護者に連絡をとる（電話・手紙で）。

修学旅行の積立案内は、生徒の申込みが 50%を切る。

生徒は保護者に書類は渡すが、支払いを先延ばししてしまう。

月々の引き落としが 9000 円前後で設定してもらおうが、家計負担になってしまうケースもある。

出発前に一括納入もある、修学旅行費が支払えないケースもある（多いときは 5~6 件、少ない時は 1~2 件）。

修学旅行に行けると思っていて、保護者が支払っておらず、卒業に至らないケースもある。

子どもの方で家計状況を察して行かないケースもある。

## 3. 「高等学校等就学支援金」について

### 4. 1. 受給者の状況

平成 28（2016）年度の受給者数 （498）名

※内訳

2.5 倍 36%（195 人）、2 倍 13%（68 人） 1.5 倍 27%（146 人）

1 倍 89 名（16%）、非該当・辞退 46 人

（辞退者は中学校成績を活用した学業特待生、スポーツ特待制度を利用できるため）

#### 4. 2. 高等学校等就学支援金の校内での対応手順・申請手続きの手順 (校内の担当者、学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、 教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など)、この制度の生徒・保 護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

##### 1 年生

4月の仮登校日に就学支援金の手続き文書を配布する。4月中に所得証明などの必要書類を回収もらう、支援金については決定が6月頃になる

未回収者は担任に頼んで保護者連絡して全員確認をとる。

授業料引き落とし方法は、4月下旬(4,5月分を引き落とし)、5月以降は翌月分を引き落とし

6月以降に4-6月分を払い戻す

滞納者督促は4か月を限度にしている、延納願いを出している

4か月目は支援金で支払いが可能だが、まるまる支払えないので滞納部分は出ている、支援金は不足する。毎月その他PTA会費等(月3000円くらい)があるので、支払が難しいケースもある

4月分は教材費等高めになっている、4月分が滞納になってしまう形が出てくる

9月末までに4月分も払ってもらう

9月末までに未納は解消する、延納願を出す家庭もあるが完納してもらう

未納が出ると私立学校経営が成り立たないので。

##### 2,3 年生

前年度申請の確認を6月までにする。状況の変化があれば申し出るのみ。

##### 全学年

6月20日目安に所得証明を集める

最初の締切で、8割程度(1割は書類不備)

書類が集まらないケースは、担任を通して書類を渡し必ず出してもらう

担任の周知のレベルによって、期限が守れるかどうか影響が大きい

保護者から担任に電話する、就学支援金の書類に関する問い合わせが非常に多い

国のシステムを用いた道の就学支援金にデータ入力してデータ送信

道の独自システムを構築していて、所得等を判定する。



国の書式、道の書式がわかりづらい。(他県在住生徒の手続きで見たが、宮城県の書式のほうが北海道よりももっとわかりづらい)。

読む部分が多い、読む気を起こす気がなくなる書式である。

記入例は学校で作成している。

保護者のチェック欄すらわからない。

書式はユニバーサルデザインにならないか。

#### **北海道の私立高校授業料補助制度**

支援金認定のデータを道のエクセル書式に入れて送る

就学支援金の案内を出すときに、2倍・2.5倍支給の生徒を全員に配る

6月20日目安で書類を集める 8割提出、2割は揃わない、就学支援金と同じ保護者が未提出。

1年生が仕組みが分からないので、個別に担任を通して手紙を渡してもらい、生徒を事務室に来させ、保護者に提出してもらう。

何回も担任が電話督促して、7月にはそろえる。

#### **4. 3. 高等学校等就学支援金の受給資格をもちながら受給していない家庭の有無、その場合の理由や背景など**

ない。

未受給者は授業料は払えている。

2倍、2.5倍のほうが未納が出ている。

#### **4. 4. 高等学校等就学支援金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い**

ない。

本校では1.5倍までが普通の家庭。

1.5倍支給のほうが家計負担が重い、滞納も1倍1.5倍支給ゾーンでは少し出てくる。

2倍、2.5倍になると苦しい家庭である、無利子奨学金を利用できないと進学できない。

進路指導をしていると生徒が進学をあきらめている家庭も目立つ。

大学は4年お金がかかるから専修学校を選ぶという生徒・保護者も多い。

大学進学を経っていない保護者も多いので教育に投資ができない。

#### 4. 5. 高等学校等就学支援金の効果について

- (1) 保護者家計への効果
- (2) 生徒のアルバイトや学業への効果
- (3) 生徒の卒業後進路への効果
- (4) その他、効果と考えられること

(1)～(3)はない

制度導入時は授業料滞納は一気に減った。しかし今は効果が薄れてきている

アルバイトは届け出制、届けているのは1割、実態は2割弱くらいの生徒がアルバイトをしている。

むしろここ数年は道内の経済状況が悪いので、その影響を考えるとアルバイトは減らないだろう。

生徒は自分の家計の状況を知ってしまうので、むしろ精神的にあきらめてしまう契機になっている可能性もある。

その他効果として、私立高校に行きやすくなったという面がある

入学金割引の効果もある、交通費もばかにならない、遠くの公立より近くの私立という選択ができるようになった。

保護者は交通費を非常に気にする、私立も特色を出した結果、保護者が学校選択をしやすくなっている。

北海道はJRもバスも高い、往復で1日1000円

就学支援金制度の認知が低い、中学校教諭が分かっていない。

中学校の進路指導が徹底されていないので、私立高校選択をしやすい状況にはなっていない。

公私協定で、私学フェアで支援金ブースを作って発信はしている。

なかなか周知されないなので、保護者・学校も私立＝高いというイメージを持っている。

公立＝無料、というイメージがぬぐえない、北海道は公立中心に進学指導しているので私立高校に要する経費の情報が行き渡っていない。

ただし、入学金免除＋授業料支援でハードルは下がっている状況。

#### 4. 「高校生等奨学給付金」について

##### 5. 1. 受給者の状況

- ・高校生等奨学給付金の受給者数について教えてください。

平成 28（2016）年度の受給者数 （170）名

##### 5. 2. 高校生等奨学給付金の校内での対応手順・申請手続きの手順

（校内の担当者と学級担任のそれぞれの役割、事務担当者と教員の役割分担、教育委員会等の都道府県の担当部署と役割分担など）、この制度の生徒・保護者への手続き等の連絡・周知手続きについて

2.5 倍の生徒しかもらえないが、書類は全員配布（7月）

お盆明けに書類提出（8月お盆明け）

休み明け1週間で提出 6割 4割

担任経由で督促するが、8月31日に持ってくる。

制度利用を断る保護者もいる、生活保護の収入認定されると勘違いしているケースはある。

##### 5. 3. 高校生等奨学給付金の受給資格をもちながら受給していない生徒の有無、その場合の理由や背景など

4～5名はいる。

道は手続きは待ってくれるが、学校としては期限まで必ず出してほしいという方針。

家庭からの返事があれば待つが、保護者から返事もしない。

##### 5. 4. 高校生等奨学給付金の受給者と受給していない生徒での高校卒業後進路の状況の違い

とくにない

##### 5. 5. 高校生等奨学給付金の効果について

- (1) 保護者家計への効果
- (2) 生徒のアルバイトや学業への効果
- (3) 生徒の卒業後進路への効果
- (4) その他、効果と考えられること

家計への効果、振込みはまだかという確認の電話が保護者からある。

修学旅行費にはなっていない。

学校では家計での用途はわからないが、進学資金になっている可能性は低い。

## 6. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度の状況

### 6. 1. 都道府県が運営する貸与奨学金の受給者数の状況、以前と比べての変化・推移（人数の変化）

|           | 平成 25（2013）年度 | 平成 28（2016）年度 |
|-----------|---------------|---------------|
| 受給者数・利用者数 | 41            | 34            |

※北海道貸与奨学金の利用者数、就学支援金制度導入前は倍いたローン利用率は下げる効果はあった。

### 6. 2 都道府県が運営する貸与奨学金の利用状況

### 6. 3. 家計急変者に対する奨学制度の奨学制度の利用者の有無、周知・利用状況

家計急変者に対する制度は利用例は近年ない。

教員は保護者が亡くなったケースを経験してみないと分からない。

3年生が保護者の転職により、家計急変の該当ケースはある。

担任が把握して事務室に相談できるスキルがあるかどうかによる（貸与しか制度がないと思っている）。

### 6. 4. その他の奨学金の利用者の有無、利用状況

特待生 25年度 143名 28年度 114名

あしなが育英会 1名

民間の財団 1名

札幌市の給付奨学金 4名（平成 28年度）

※札幌市奨学金は学校枠がある 4-5名の割り当てが事実上あるなど

## 7. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度に対する、保護者のなかにある意見や要望。また、学校内でどのような意見や要望があるか。

### 保護者

交付時期が遅いという意見がある、未納機関が短縮できる

## 学校

学校運営を考えても交付時期は遅い  
なるべく早く決定してほしい  
引き落としをかける期間も考える

事務処理がかなりきつい  
未提出者への把握、督促がかなり負担が重い  
制度を聞いていなかったという保護者もいる、電話で説明しても理解してもらえない。  
1年生が2回書類を提出してもらうことが、重要  
4-6月分を支給するために4月認定、6月以降分をもう一度認定しないとイケない

教員は保護者に電話するストレスが多い、連絡がとれない家庭との連絡に費やす時間もったいない。

生徒経由で連絡もできない、とくに入学当初のお金の話はデリケート

手続きの簡素化ができないか  
道の学事課監査のときに話をしたがマイナンバー認定による負担軽減を早くしてほしい

中学校・高校・大学と就学費支援の仕組みが全部違う、所得の基準が違う点も課題である

## 大学生等給付型奨学金

今年度6名を選んだ。  
進路希望が確定していない時期なので、進路意識の高さが分かれた  
学年で選考、職員会議で検討  
たまたま6名以外は出欠状況、成績等できれいに分かれた

進学の意味、見通し>出席・欠席と成績で判定した。  
経済状況の基準では満たしていれば差をつけるべきではない。

補欠繰り上げができないので、進学可能性を考慮せざるをえない。  
枠が少ない、教員から不評、選抜は学校に任せるという割に、JASSOからの手続きが細かい。  
担任同士、生徒同士の争いにもなりかねない。

なぜ学校が判断するのか？

生徒の進学機会そのものを左右することを高校にゆだねることは疑問。

大学等について所得ゾーンを広げてゆるやかに広い給付にしてもらえないか。

**C 高校スクールコンシェルジュ**  
**(スクールソーシャルワーカー相当職)**  
**インタビュー調査**

**1. インタビュー調査概要**

時期：平成 29(2017)年 9 月

対象者：スクールコンシェルジュ 1 名

※C 高校ではスクールソーシャルワーカー相当職としてスクールコンシェルジュという役職を設けている。

**2. インタビュー内容**

**1. スクールソーシャルワーカーの方ご自身についてお尋ねします。**

1) スクールソーシャルワーカー歴 ( 7 ) 年目

公立中学校校長経験のあと政令市で保護司をつとめていた。

中学校のときに、進路指導で C 高校校長と知り合い、スクールコンシェルジュにスカウトされた。

(校長より、中学校まわりをする中で、管理職で保護者に寄り添える方をリクルートするとの説明があった。)

2) 現在、ご担当の地域、学校

C 高校

3) これまで担当されてきた地域、学校 (前に違うところで S S Wをやっていた場合)

なし

**2. これまでに担当された高等学校 (または中学校) における経済的に困難な生徒の状況について、保護者の状況や学校、教員の対応、スクールソーシャルワーカーとしての対応など、できるだけ詳しく教えてください。(エピソードをできるだけ詳しく)**

経済的に困っている話は支援制度充実でほとんどなくなった。

食に困っている生徒も多い。

家庭のケア不足 (ステップファミリー)、経済的な波がある。保護者の非正規雇用の影響も大きい。

スクールコンシェルジュは不登校、家庭の問題のアプローチを専門にする。  
夫婦間の教育方針の違い、コミュニケーション不足など。過干渉の家庭にも、アプローチする。

家庭訪問もするが、対話しづらい保護者にはケアしていない。

保護者の愚痴や相談を聞くことが役割として多い。

生徒が突然不登校になった場合には、担任プラススクールコンシェルジュで面談する。

中学校経験があるので、親に寄り添うことを重視している。

保護者のクレーム対応もあるが、C高校はチーム対応で取組みしやすい。

子どもの制服が汚れているなど生活状況が不安定な場合にもアプローチする。

区役所の保健センター、子ども家庭相談センターでカンファレンスがあった事例があったが、その生徒は卒業はできた。

生活保護世帯の授業料支援や、生徒や保護者が希望する場合に相撲部屋への入門などつなぐ。

### 3. 高等学校就学支援金制度についてお尋ねします。

1) 高等学校就学支援金の存在はご存知でしたか。

知っている、10年ぐらい前から専願率が上がっている、専願率が25%。

中学校時代からの保護者の見極めができるようになった。

通学区域は大阪府下で92%、北摂地区からの進学が増えてきた。

2) 高等学校就学支援金制度は2014（平成26）年度から始まりましたが、この制度が導入される前と後で、経済的に困難な家庭の生徒の状況に変化はありましたか。あったとしたら、具体的にどのように変わりましたか。

高校インタビューに同じ

### 4. 高校生等奨学給付金についてお尋ねします。

1) 高校生等奨学給付金の存在はご存知でしたか。

就学支援金に同じ

2) これまで対応した生徒の中で、高校生等奨学給付金を受給している生徒はいましたか。



いたとしたら、どのような状況の生徒でしたか。

- 3) (給付を受けた生徒がいた場合) 高校生等奨学給付金を受けたことで家庭や生徒の状況に変化はありましたか。あったとしたら、具体的にどのように変わりましたか。

**5. 家計急変世帯の生徒への経済支援制度についてお尋ねします。**

- 1) 家計急変世帯の生徒への経済支援制度の存在はご存知でしたか。
- 2) これまで対応した生徒の中で、この制度を利用した生徒はいましたか。いたとしたら、どのような状況の生徒でしたか。
- 3) (給付を受けた生徒がいた場合) 給付を受けたことで家庭や生徒の状況に変化はありましたか。

家計急変は、自治体の経済的支援制度そもそも使わない  
もともと無償化されていれば、影響は少ない

学校として保険加入しているので、家計急変の補助が出る

- 6. 高等学校就学支援金や高校生等奨学給付金、家計急変世帯への経済支援（高等学校等修学支援事業費補助金）といった経済支援制度について、学校と情報を共有することはありますか。あったとしたら、どのように情報共有しているかを教えてください。**

校長、事務長、担任含めとにかくマメに情報共有している。

生徒単位で報告をペーパーであげて、ほぼ毎日共有している。ミーティング、LINE など

- 7. (中学、高校両方を担当している場合) 担当した生徒の中で、中学校から高等学校へと進んでいく中で、経済支援の受給状況やそれに伴う問題点、気づいた点などがありましたら、具体的にお教えてください。**

担当していない

- 8. これまでかかわった生徒、保護者、学校などから、経済支援制度に対する意見や要望を聞いたことがありましたら、具体的にお教えてください。**

高校インタビュー調査と同じ

9. その他、スクールソーシャルワーカーとして、経済支援について感じていることやご意見、ご要望などがありましたらお答えください。

格差が広がっているので、小学校から給食費、高校の食の保障もしてほしい  
高校の就学援助もあったほうが良い（制服、お昼ごはん、通学）、制服は貸付制度のみ本校にある。

偏食の子どもも多く、食生活を大事にしてあげたい。

## D 高校スクールソーシャルワーカーインタビュー調査

### 3. インタビュー調査概要

時期：平成 29(2017)年 10 月

対象者：D 高校スクールソーシャルワーカー

### 4. インタビュー内容

#### 1. スクールソーシャルワーカーの方ご自身についてお尋ねします。

1) スクールソーシャルワーカー歴 (2) 年目

2) 現在、ご担当の地域、学校

信太高校、西成高校（今年度から）

3) これまで担当されてきた地域、学校（前に違うところで S S Wをやっていた場合）

#### 2. これまでに担当された高等学校（または中学校）における経済的に困難な生徒の状況について、保護者の状況や学校、教員の対応、スクールソーシャルワーカーとしての対応など、できるだけ詳しく教えてください。（エピソードをできるだけ詳しく）

生活保護世帯の生徒で卒業後進路で相談を受けるとき、進学か就職の際に生活保護の受給扱い、世帯分離のことなどをかんがえないといけない。

生徒からの直接面談の希望、担任からの問い合わせなどで、相談を受ける。

生徒の就労意欲はあるが、自立後の世帯の生活を気にせざるを得ないケースがあった（月 12 万円くらいの収入にすぎない）。生徒にも親を見捨てていいのかという葛藤もある。

子どもが自立せず生活保護の継続を要望する親もいる

一度就職してみて、生活保護を受けなおすという方法もあるという話はそうした場合に家庭に伝える。

生徒が進学より就労を選ぶ場合もある

生徒面談は 1～2 回くらいで済むケースが多い。

進学指導について借金をかかえて大学に行くことに 100%賛成はできない、進学断念はそ

れより早い段階で、あきらめ感もある

施設の子どもが大学進学希望をもっている場合、貯蓄額で足りるかどうかの相談をする場合もある。施設出身の子どもの方が、しっかりと将来準備ができる。しんどい家庭よりは、安定している。

### 3. 高等学校就学支援金制度についてお尋ねします。

1) 高等学校就学支援金の存在はご存知でしたか。

知っている。

2) 高等学校就学支援金制度は 2014 (平成 26) 年度から始まりましたが、この制度が導入される前と後で、経済的に困難な家庭の生徒の状況に変化はありましたか。あったとしたら、具体的にどのように変わりましたか。

学校の教員と事務とで手続きをしている。お金にからむときや卒業後進路の相談は SSW も係る。諸費滞納の連絡体制が整っている高校なので。

経済的虐待で要保護児童対策地域協議会 (要対協) にいく子どももいる。

所得証明の確認はしないが、生活保護を受給しておらず食事を食べていない、アルバイトをしているのに生活水準がひどいなどのケースもあるので、それは要対協にあげていく。

高校中退後の高卒認定試験のサポートや、下のきょうだいの進学支援をするときはある。

### 4. 高校生等奨学給付金についてお尋ねします。

1) 高校生等奨学給付金の存在はご存知でしたか。

2) これまで対応した生徒の中で、高校生等奨学給付金を受給している生徒はいましたか。

いたとしたら、どのような状況の生徒でしたか。

3) (給付を受けた生徒がいた場合) 高校生等奨学給付金を受けたことで家庭や生徒の状況に変化はありましたか。あったとしたら、具体的にどのように変わりましたか。

就学支援金、奨学金給付金について利用状況を確認する。

生徒の欠食情報⇒先生のヒアリング⇒滞納情報確認、制度利用状況確認という道筋。

高校の担任経由で中学校の先生などに情報をたどってもらって、状況を整理する。

その生徒が使える支援を組み合わせていく

生活困窮制度は市町村によって、プラスのオプションを確認する。

要対協に問い合わせをしたり、生活保護の問い合わせをする。

制服の買い替え費用、家庭環境が変わったときに、制服がとりにいけないときの買い替え費用なども、支援制度を探すときがある。

西成高校は新しい制服なので、先輩からのsお古がもらえない、いまのとこ生徒たちは買えている状況。

制服の替えがなく汚れている生徒がおり、教員が洗濯していた

修学旅行前に着替えを学校で洗濯し、学校でパッキングして家に持ち帰らせたケースもある。

制服業者も支払いの時期の延期をしてくれる

いまは西成高校は汚れてる子は減ったは、ネグレクト家庭もある。

障害のある生徒が増えており、子どもと向き合う保護者も増えている

## 5. 家計急変世帯の生徒への経済支援制度についてお尋ねします。

1) 家計急変世帯の生徒への経済支援制度の存在はご存知でしたか。

知らない。

2) これまで対応した生徒の中で、この制度を利用した生徒はいましたか。いたとしたら、どのような状況の生徒でしたか。

小中不登校相談員のときに、社会福祉協議会の現物支給制度は利用したことがある、コメントの支援。

所属団体（み・らいず）でフードバンク利用、明日食べるものがないくらいに困窮度が高まった、生活保護世帯に対し支援をしている。

3) (給付を受けた生徒がいた場合) 給付を受けたことで家庭や生徒の状況に変化はありましたか。

6. 高等学校就学支援金や高校生等奨学給付金、家計急変世帯への経済支援（高等学校等修学支援事業費補助金）といった経済支援制度について、学校と情報を共有することはありますか。あったとしたら、どのように情報共有しているかを教えてください。
7. （中学、高校両方を担当している場合）担当した生徒の中で、中学校から高等学校へと進んでいく中で、経済支援の受給状況やそれに伴う問題点、気づいた点などがありましたら、具体的にお教えてください。
8. これまでかかわった生徒、保護者、学校などから、経済支援制度に対する意見や要望を聞いたことがありましたら、具体的にお教えてください。
9. その他、スクールソーシャルワーカーとして、経済支援について感じていることやご意見、ご要望などがありましたらお答えください。

## E 高校スクールソーシャルワーカー インタビュー調査

### 1. インタビュー調査概要

時期：平成 29(2017)年 9 月

対象者：スクーソーシャルワーカー 1 名

### 2. インタビュー内容

#### 1. スクールソーシャルワーカーの方ご自身についてお尋ねします。

1) スクールソーシャルワーカー歴 (0.5) 年目

障害福祉+相談支援専門員で 17 年の経験がある

2) 現在、ご担当の地域、学校

D 高校、月 1 回 3 時間勤務

3) これまで担当されてきた地域、学校（前に違うところで S S Wをやっていた場合）

なし

#### 2. これまでに担当された高等学校（または中学校）における経済的に困難な生徒の状況について、保護者の状況や学校、教員の対応、スクールソーシャルワーカーとしての対応など、できるだけ詳しく教えてください。（エピソードをできるだけ詳しく）

定時は課題のない子のほうが少ない、教員からの相談ケースで 6 割方お金がからむ生活保護から外れているがバイトもできていない生徒もいる。

生活状況全般という悩みが多い、不登校、児童虐待の一時保護から出てきた家庭などさまざまな家庭がある。

担任と S S W が相談し、家庭の状況をもう少し細かく聞く。勤務日数が少なすぎ、生徒の直接支援はしづらい)

保護者も支援が必要、シングルで精神疾患がある。

また保護者による生徒のバイト代の経済的搾取もある

**3. 高等学校就学支援金制度についてお尋ねします。**

1) 高等学校就学支援金の存在はご存知でしたか。

知っている。

2) 高等学校就学支援金制度は 2014（平成 26）年度から始まりましたが、この制度が導入される前と後で、経済的に困難な家庭の生徒の状況に変化はありましたか。あったとしたら、具体的にどのように変わりましたか。

**4. 高校生等奨学給付金についてお尋ねします。**

1) 高校生等奨学給付金の存在はご存知でしたか。

高校 SSW になって初めてきいた。

2) これまで対応した生徒の中で、高校生等奨学給付金を受給している生徒はいましたか。

給付金の目的外使用ができるので、生活が厳しい家だけど携帯が買いかえられた生徒はいる。

いっぽうで教員は将来資金に使ってほしい。

生徒はお金をあればあるだけ使ってしまうので、本来の目的に使われていない

3) (給付を受けた生徒がいた場合) 高校生等奨学給付金を受けたことで家庭や生徒の状況に変化はありましたか。あったとしたら、具体的にどのように変わりましたか。

**5. 家計急変世帯の生徒への経済支援制度についてお尋ねします。**

1) 家計急変世帯の生徒への経済支援制度の存在はご存知でしたか。

知らなかった。

2) これまで対応した生徒の中で、この制度を利用した生徒はいましたか。いたとしたら、どのような状況の生徒でしたか。

3) (給付を受けた生徒がいた場合) 給付を受けたことで家庭や生徒の状況に変化はありましたか。



6. 高等学校就学支援金や高校生等奨学給付金、家計急変世帯への経済支援（高等学校等修学支援事業費補助金）といった経済支援制度について、学校と情報を共有することはありますか。あったとしたら、どのように情報共有しているかを教えてください。

とくにいままでではない。

生徒が給付金を受けている場合には員が使い方も確認している

後輩で他校のSSWからは課税証明がとれない世帯に対するアプローチの相談はある。

7. （中学、高校両方を担当している場合）担当した生徒の中で、中学校から高等学校へと進んでいく中で、経済支援の受給状況やそれに伴う問題点、気づいた点などがありましたら、具体的にお教えてください。

担当していない

8. これまでかかわった生徒、保護者、学校などから、経済支援制度に対する意見や要望を聞いたことがありましたら、具体的にお教えてください。

就職のスーツ代が生活保護でカバーできるかどうかの相談はある。

保護者と一緒にケースワーカーに電話してみることがある。

就労の心配が大きい。

就職先が見つからない、アルバイトも決まらない、決まっても継続できない生徒もいる。

家計の安定のためにもアルバイトをしたほうが良いかを相談される。

教員もハローワークや、若者サポートステーションに同行する場合もある。

9. その他、スクールソーシャルワーカーとして、経済支援について感じていることやご意見、ご要望などがありましたらお答えください。

生徒の大学進学は毎回気がかりである。

生活保護が打ち切られるうえに、奨学金が返せないという課題がある。

地域で見ている子どもたちは発達障害のボーダーゾーンの子どもの多いので、返済見通しが立ちにくい

進学のための貯蓄を保護者が使ってしまうなどの問題もある。

いくら経済的支援制度を作っても、世帯を支援する（世帯に刺さる）教員、SSW、ワーカーがいないと生徒の状況の改善は難しい。

## H 高校スクールカウンセラー、養護教諭 (スクールソーシャルワーカー相当職) インタビュー調査

### 3. インタビュー調査概要

時期：平成 29(2017)年 10 月

対象者：H 高校スクールソーシャルワーカー 1 名

養護教諭 1 名

※H 高校では、スクールカウンセラー、養護教諭、教員、進路指導担当職員、事務室が連携して生徒の支援を行っている。家計の状況などに関する相談もスクールカウンセラーが受けるためスクールソーシャルワーカー相当職として、インタビュー調査を実施した。

### 4. インタビュー内容

#### 1. スクールソーシャルワーカーの方ご自身についてお尋ねします。

##### 1) スクールソーシャルワーカー歴

スクールカウンセラー 教員歴 9、年カウンセラー歴 14 年

養護教諭 海外日本人学校で勤務したのち、H 高校で 3 年目

##### 2) 現在、ご担当の地域、学校

H 高校

##### 3) これまで担当されてきた地域、学校（前に違うところで S S Wをやっていた場合）

#### 2. これまでに担当された高等学校（または中学校）における経済的に困難な生徒の状況について、保護者の状況や学校、教員の対応、スクールソーシャルワーカーとしての対応など、できるだけ詳しく教えてください。（エピソードをできるだけ詳しく）

母子父子家庭が多い、年度によって変化するが生徒の 3 割から 5 割程度

児童養護施設在籍者は各学年で 3-5 人いる

#### ケース 1

素行不良の女性生徒で、感情にムラがあって制御できない。

学習面ではわりとできる、中学校では特別支援系のコースをすすめられた経過もある。

基礎学力は不足していることは確かだが、テストはがんばれる。  
お母さんからお小遣いをもらっていないので抑圧されてしまう。

学校に包丁をもってきて自傷しようとした。

小中学校から金銭面でのトラブルが多かったと保護者は説明している。

母子家庭でおばあちゃんが世帯主、おばさん2人もあわせて狭い住居にすんでいて家がごちゃごちゃである。

#### きわめて厳しい子への対応

お金がなくてやめてしまう生徒も今年出て来ている

就学支援金をはじめからの方が、厳しいゾーンの子が増えてきた

道の私立高校制度はあったが、倍率支給をはじめから「きわめて厳しい子」への対応が増えている

公立優位の北海道や札幌の地域性がある、私立進学層の生徒に厳しさが増している。

たとえばネグレクトされている生徒が多い、コミュニケーションに問題がある、承認世急が高い。

保健室リピーター層はクラスに3人ずつ、全校で30人はいる(母子父子世帯率は5割程度)。

相談室リピーター層は1年生がもっとも多い、2年生以降で自立していくケースもある

カウンセラーの1年生で継続相談は5名、2年生3人、3年生3人(経済的理由がからんでいる子は1人)

失業リスクを考えて、仕事も休めない家庭が多い

お金がないから修学旅行に行かないケースは多い

欠席が多い生徒で、お金がなくて道外の進学をあきらめたケースがある

お金がなく自動車学校に通えず、就職できなくなったケースもある

留学をあきらめる生徒もいる

バイトの理由も厳しい。

自分の携帯代、定期代を支払う、親に生活費5000円払う、お父さんにお金を貸す、授業料を本人に支払わせている場合もある。これらの背景には虐待が存在することが多い。

自立にむけての悩みもある、きょうだい数が多いので虐待のターゲットが変化しないかという心配もある

#### 国の奨学給付金、学校の特待生・講演会、民間給付型奨学金の効果

給付型奨学金を利用することで、家計に余裕が出たケースがある  
学校独自の後援会奨学制度があり、部活動を支援している。  
月 8000 円、部活加入・継続ができるケースもある。  
道具代以外にも進学費用に貯蓄したケースがある。

特待生制度の中に、奨学金で少額だが給付するケースもあり、予備校の講習費用や進路費用を使っている

就学支援金はあったからというわけではなく、むしろ生徒が認識できる制度である後援会奨学金などの効果がある。

特待生が解除されると転学退学になってしまうケースもある、授業料が払えなくて退学するケースもある、部活動のケースも多い。

生徒に見える制度だと親が使い込みづらい。  
生徒も同席していると親が使い込みづらい。  
後援会奨学金は現金渡しで受領書をもらう、枠は少ないが薄く広くにしている。

部活費は顧問たてかえもしている。

#### 生活困窮世帯の子どもの自立・進学について

生活困窮世帯からの進学は、公立やアルバイト利用でなんとかなる。  
子どもの世帯分離をさせて、自立させる方向を学校としても目指す場合が多い。

進学先は授業料が安く支援制度が充実している新見短大、大月短大など  
個別に自立の作戦をたてていく、親に理解をとっていき、親に内緒で生徒の口座開設や進路指導をしていくケースもある  
親から余計な進路指導をするなというクレームは来る  
お金を理由に、進路をあきらめるのが手段になっているので、生徒のモチベーションを維持することが重要

#### 保護者・生徒の制度への認識について

高校として学費ガイダンスをしている、生徒・保護者向けにするが高校段階だと金銭管理能力の個人差も大きい

親はわかっているが、子どもには見えにくい制度

制度があつてありがたいという気持ちではなく、当然のようにもらっている、制度の認識は薄れている

高校段階では、生活困窮の状況はわかる、自覚はある

身だしなみなどを気にする能力は低い

### 3. 高等学校就学支援金制度についてお尋ねします。

1) 高等学校就学支援金の存在はご存知でしたか。

スクールカウンセラー 知っている

養護教諭 知らない

2) 高等学校就学支援金制度は2014(平成26)年度から始まりましたが、この制度が導入される前と後で、経済的に困難な家庭の生徒の状況に変化はありましたか。あったとしたら、具体的にどのように変わりましたか。

高校調査および2に同じ

### 4. 高校生等奨学給付金についてお尋ねします。

1) 高校生等奨学給付金の存在はご存知でしたか。

就学支援金に同じ

2) これまで対応した生徒の中で、高校生等奨学給付金を受給している生徒はいましたか。いたとしたら、どのような状況の生徒でしたか。

高校調査および2に同じ

3) (給付を受けた生徒がいた場合) 高校生等奨学給付金を受けたことで家庭や生徒の状況に変化はありましたか。あったとしたら、具体的にどのように変わりましたか。

高校調査および2に同じ

### 5. 家計急変世帯の生徒への経済支援制度についてお尋ねします。

1) 家計急変世帯の生徒への経済支援制度の存在はご存知でしたか。

高校調査および2に同じ

2) これまで対応した生徒の中で、この制度を利用した生徒はいましたか。いたとしたら、どのような状況の生徒でしたか。

高校調査および 2. に同じ

3) (給付を受けた生徒がいた場合) 給付を受けたことで家庭や生徒の状況に変化はありましたか。

高校調査および 2. に同じ

6. 高等学校就学支援金や高校生等奨学給付金、家計急変世帯への経済支援（高等学校等修学支援事業費補助金）といった経済支援制度について、学校と情報を共有することはありますか。あったとしたら、どのように情報共有しているかを教えてください。

スクールカウンセラー、養護教諭、教員、進路指導担当職員、事務室が緊密に連携している。

何かあったらお互いすぐに連絡して生徒の支援を行っている。

7. (中学、高校両方を担当している場合) 担当した生徒の中で、中学校から高等学校へと進んでいく中で、経済支援の受給状況やそれに伴う問題点、気づいた点などがありましたら、具体的にお教えてください。

8. これまでかかわった生徒、保護者、学校などから、経済支援制度に対する意見や要望を聞いたことがありましたら、具体的にお教えてください。

9. その他、スクールソーシャルワーカーとして、経済支援について感じていることやご意見、ご要望などがありましたらお答えください。

## 保護者インタビュー調査

### 1. 北海道地方保護者（Aさん・女性保護者）インタビュー調査

調査実施時期 2017年10月

#### 1. 家族構成について

高校生の子どもは2名いる。

この高校に在学しているのは高校1年生

同居家族（高校生からみた家族関係）

祖母、叔父、母・Aさん、兄（高校3年生、進学希望）、弟（高校1年生）

#### 2. 高校在学者および家庭の状況

##### 1) お子様（高等学校在学中のお子様）がこの高校への進学された理由をお教えてください

中学校成績で特待生扱いで入れたため。

オープンスクールに参加して、オープンスクールへの2回参加で入学金無料で入れることを知ったので。

校長先生のお話を聞いて学校の方針に共感したことも大きい。

家から近い学校であることも進学の理由。交通費がかからない（夏場7000円、冬1万円ちょっと、学割でなんとかなっている）。

##### 2) お子様の高校進学後の希望進路と、そこを希望する理由について

###### (1) お子様の意向

大学進学を希望している

###### (2) 保護様の意向

子どもに進学の目的があれば行っても良いとは思っている。

できれば国立が良いが、安くいけるところが良い。

##### 3) お子様の通塾・予備校通学状況

通塾はしていない、高校生3年生の兄も同様。

#### 4) お子様アのアルバイト状況・その収入額

アルバイトを学校経由で申込み中だがまだアルバイトはしていない。

### 3. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度の利用状況

#### 1) 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金、およびそれ以外の経済的修学支援制度による給付・貸与金額と、それらの受給を受けた学年

##### (1) 高等学校等就学支援金

1年生入学時点で申し込んで受給している。

##### (2) 高校生奨学給付金

(支給有資格者で、受給していない場合については、受給しなかった理由)

知らない、対象外だと思う。

高校受験用ガイドブックを買って読んでいたが、奨学給付金の情報を見た記憶がない

(註: 学校より就学支援金受給者のうち奨学給付金対象者には学校から案内があるため)

##### (3) それ以外の経済的修学支援制度による給付・貸与

学校の特待生になっている、学業成績の上位者が対象

北海道独自の高校生への給付型奨学金も受給している

##### (4) 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金以外の経済的修学支援制度に不採用になった場合は、その理由、あるいは申請しなかった理由

就学支援金の申請はしたが、入学前に自分の世帯が支援制度のどこの所得ゾーンかがわからない。(註: 就学支援金の1.5倍の倍率支給対象者である)

上の子のときのお金の不安があったので、学校からの案内を見て申し込んだ。

#### 2) 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度を知った方法

##### (1) 高等学校等就学支援金

高校受験用ガイドブックの最初の特集記事で知った。

就学支援金制度を知らない保護者も多い。

保護者同士の口コミで知る人も多い。

下の子どもが中3のときに学校からも就学支援金のリーフレットをもらった。



## (2) 高校生奨学給付金

知らなかった。

高校受験用ガイドブックで見たおぼえもない。

## (3) それ以外の経済的修学支援制度による給付・貸与

下の子どもの高校の特待生、北海道独自の高校生給付型奨学金

これらの情報は高校受験用ガイドブックで知った。

最初は下の子どもは工業高校に行こうと思って、滑り止めの私立を探していた。授業料メインで学校を選んだ。

特待生制度も毎年変化するので、わが子に使える特待制度を持っている学校を選んだ。

上の子ども無料で特進に行けるコースを持っている学校を選んだ。

## 4. 経済的修学支援制度の恩恵

### 1) 経済的修学支援制度がなかった場合の、高等学校就学費用の捻出方法

#### (1) 家計支出の切り詰めを行うかどうか（通塾費用などを含めて、どの支出費目か）

家計を切り詰めることは難しい。

高校生の兄弟ともに通塾はしておらず、上の子どもは受験生、下の子どもは私立高校で部活動もしていないが、家計にそもそも余裕がない。

もし就学支援金がなければ学校は公立のみしか選べないだろう。

また、大学進学も厳しいだろう、資格取得や工業高校で高卒就労などの選択肢しかなかったのではないか。

#### (2) 家計の収入増（子どものアルバイト時間の増加を含む）

現在も自分のダブルワークの就労時間を長くしている、支援制度があるのでお金を貯金できている状況。

もし修学支援制度がなくなれば貯金ができなくなるだろう

子どもには遊び目的のバイトはさせていない

上の子のアルバイト代は進学費として貯蓄している。

下の子ども本人が希望する留学費のためにためていく予定である。

### 2) 経済的修学支援制度の効果：子どもの学業面・生活面などへの影響

制度はありがたい、だが 2014 年に所得制限が導入されて今の仕組み（私立高校生への倍

率支給) になったことは知らなかった。

就学支援金によって家計のゆとりができたとはとらえられない。

小中学校は、給食費、修学旅行費も無料で、通学費、教科書費、修学旅行費、給食費もあわせて月 5000 円程度

家計簿をつけているが、高校に進学したら 2 人で年間 50 万円の出費増となっている。授業料の無償化部分を除いてもこの金額である。

就学支援金が、高校で必要とされる出費に追いついていないと思う。

生活費を切り詰めて、進学費用を準備している。貯金ができないと進学できないので。

## 5. 高等学校等就学支援金と高校生奨学給付金などの経済的修学支援制度への要望など

### (1) 手続き、必要書類について

高校就学支援金を利用したい場合には、入学時に書類提出が必要である。

手続きが難しいことと、きょうだい異なる学校に通っている場合には、複数枚の所得証明をとらなくてはならないので、時間的負担が大きい。

北海道の私立高校生の場合には 4 月と 6 月以降で 2 回所得証明をとらないといけない負担もある。意味がわからない。

ダブルワークをしているが仕事を休まないと役所の開庁時間に間に合わない

2 回役所に行く必要があり、近所の出張所ではなく、区役所本庁に行かないといけない。

なぜこのように面倒なのか、仕組みが見えない。

また、書類を記入するときも緊張するし、提出忘れも怖い。

### (2) 所得制限方式への疑問

一律の所得制限はおかしい、自分の世帯は就学支援金対象となっているが、知り合いで高校生と大学生 3 人の世帯があり所得制限は上回っているものの、暮らし向きは同じように厳しい。

幼児教育段階よりも高校・大学段階のほうが家計は厳しくなるはず。

### (3) 学校の代理需給について

小学校・中学校は就学援助が半年に 1 回ずつ 1.2 万円あるので助かっていた。

就学支援金は学校が受け取り、家計では使えないので、もらった感じがなく、

もらえるものがあつた方が教育に使える気にはなる。

(4) 高校在学経費について、就学援助制度と高校生への支援制度との違い

春に教科書代が 1,2 年生は 3 万円以上かかるので高い

高校は入学費用も高い。

中学生のときは中 1 が入学準備金をもらえる制度があったが、高校はそれがない。

中学校までは教科書代も補助の対象だが、高校ではない。

上の子どもでは辞書は 3 冊買わされるが使っていない。

授業料以外の支援もあると助かる

## 大阪府教育庁インタビュー調査

2. 調査実施時期 2017年10月6日

3. 調査ご協力部局 大阪府教育庁・施設財務課

ご担当者 施設財務課課長・土佐泰豊様、福本晃司様、高木浩美様

4. インタビュー内容

●大阪府教育庁における就学支援金・奨学給付金担当体制について

教育庁に組織改編し、私学課と教育委員会をあわせた組織となった。  
公立と私立の連携をはかるために、教育庁統合を実施（平成28年度）  
私学課が私学を所管する体制は統合前後で変化なし。

給付金支援体制は以下の通り。

府内公立（府大高専を除く）高校については教育庁施設財務課で一括審査及び認定する。  
私立高校については学校毎に委託、申請書とりまとめ及び審査し、教育庁私学課で認定する。

奨学給付金については、申請様式や説明資料において、可能な範囲で表現、内容を統一している。

●府立高校の中退者推移について

中退理由の内訳は不応が大半、経済的な理由による影響はそんなにないのでは？  
生徒の受け入れ先など  
私立、公立の中退率推移の違い、大きな差はない→後日確認

私学の中退率は一般的には低い、受け入れ生徒の全員卒業に意識が高く、ケアが高いため。  
カウンセリング、相談体制なども、常勤配備で手厚い。

府立高校についてはカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが平成22年度以降拡充されている、中退予防の効果もある

●就学支援金・奨学給付金の効果について

就学支援金と奨学給付金で、私立高校含め学校選択が考えやすくなっているという意味では効果があるだろう。

●保護者から就学支援金・奨学給付金の問い合わせについて

保護者から教育庁に制度そのものに関する問い合わせが直接あるケースもあったが、最近では個別家庭の事情に応じた相談、家族構成や家族事情など、審査にかかわる内容などが多くなっている。

保護者向け学校入学説明会などで周知がなされてきたことにより、本制度が認知されていたと思われる。

●府教育庁の高校就学支援金に関する実務体制

毎年2月と6月に、高校事務担当者向け説明会で実務説明を行っている。

なお、本府では、もともと府独自で構築してきた学校納付金システムがあるので、文科省システムを使用せず、それを活用している。

●マイナンバー接続について

文科省で検討している「マイナンバーに対応した高等学校等就学支援金事務処理システム」の仕様書を早く示してほしい。文科省システムとの接続のためには、学校納付金システムの改修の予算要求が必要となるが、2018(平成30)年度予算要求に間に合わなくなるマイナンバー導入については、導入年度は紙申請で受け付けたものを文科省システムへの代行入力をしなければならないことや、マイナンバーでの申請や従来の申請方法でも可能となっていることから、学校現場では混乱して負担が大きくなる恐れを懸念している。

●府教育庁の府立高校事務支援体制について

就学支援金審査に係る派遣職員の人件費は、文科省の事務費交付金を充当している。そのほか大阪府の単独予算で、学校に対して事務室支援の非常勤職員を配置している。

●国の地方自治体への事務支援体制について

文科省は、就学支援金の事務費を措置しているが、本府では、就学支援金事務に特化した事務配置はしていないことから、非常勤職員の人件費については、国へ請求していない。

細かく目的別に人件費の請求書を作成するのは、負担が大きくなるため、例えば、就学支援金及び奨学給付金の事務費用を国で一本化して措置し、雇用形態やに係らず経費の8割まで国庫に請求するなどの仕組みの改正をしてほしい。

なお、学校によっては、申請書類の提出がままならず、電話や家庭訪問等で催促・回収しなければならないケースがあるが、この場合、電話代や家庭訪問に係る交通費は本府で

負担している。ある教師が何回行ったなどの計算を細かくするより、1校あたり事務手続き経費を決めて配分するなどシンプルな仕組みの改正をしてほしい。

高校等就学支援金関連業務は交付金措置できないか、たとえば高校就学支援金及び奨学給付金の事務相当額をたとえば一律30万円を学校に配当できないか。現在の仕組みでは積算根拠や実績報告が細かく処理に時間かかりすぎる。

また、高校就学支援金や奨学給付金に係る保護者からの相談内容については複雑な家庭事情が多いため非常勤職員や派遣職員では担当できず、結果的に教職員の負担になる。

所得制限が入ったことによる事務負担が相当厳しい。大阪府の場合、受給率は全体で85%となっており、15%排除することのコストが非常に大きい。

奨学給付金は、就学支援金の所得制限によりねん出した財源をもとにしているから、就学支援金とセットになっておりかつ全国一律で実施していることから、法定受託事務とし事務費も国が補助すべきである。

なお文科省から、奨学給付金事務は法定受託事務でないため、文科省のマイナンバーシステムを利用できないと言われている。

#### ●定時制・通信制の所得制限撤廃について

公立高校の定時制・通信制はセーフティネットとしての役割が大きいため、所得制限を撤廃し完全無償化すべきである。

とくに通信制は生徒数が多くかつ1単位330円と少額で、事務コストとパフォーマンスのバランスがとれていない。

#### ●就学支援金・奨学給付金の対象者全世帯に制度利用を可能とする工夫について

就学支援金及び奨学給付金の申請書類については、高校で全生徒に配付・回収している。回収率の把握はしていない。

回収した数に対する受給率はわかるが、申請していない方の理由・状況はわからない。

「大阪府子どもの生活に関する実態調査 報告書」の家計・収入・就業に関するデータのデータから推測すると、就学支援金制度の対象となるのは88%程度と考えられるが、実際の受給率85%と比較すると、この差の3%程度が何かの理由があって申請をしていない可能性が否定できない。

高校の現場からは、説得してもどうしても出さない方がいらっしゃるという報告がある。

母子家庭でも就学支援金を申請しないケースについては、次の2つ理由があると思われる。

(1)所得申告をしない人がいる。たとえば水商売での日銭かせぎだと所得申告ができない、

基礎自治体は、そもそも所得申告されてないと所得証明が出せない。所得申告されていないことの証明を基礎自治体がしてくれないので証明できない。

(2)年金、保険料、住民税等の滞納もがあるので市役所に行きたくない。

なお、このような世帯の方は授業料をお支払いいただくことになるが、結局授業料は支払われず、滞納してしまうケースがある。

#### ●学校長認定制度の必要性について

就学支援金及び奨学給付金については、申請すれば認められるが上記理由により、課税証明書が提出できないゆえに、不支給となるようなケースについては、学校長認定による具申・免除制度を設けられないか。

3%こそがセーフティネットを必要とする人のはず。所得証明絶対主義を補完する仕組みが必要。

なお、平成 31 年 4 月からマイナンバー制度を利用した申請になるが、このように所得申告していなければエラー扱いされる。このような最困窮世帯を排除しない仕組みづくりが必要。最困窮世帯の母子家庭が非常に多い。

#### ●外国語書式支援について

海外出身者で親が日本語読めない場合には、翻訳資料を 10 か国語準備しているが、大阪府のみの対応では限界がある。外国語書式支援をしてほしい。

日本の高校に入学許可するなら、卒業まで面倒をみられる仕組みをしないとイケない。

#### ●36ヶ月／48ヶ月規定について

平成 29 年 4 月より大阪府単独で制度を実施している。

卒業意欲があるかつ卒業が見込めると学校長が判断したものに限り、1 年間の救済制度を実施している。

平成 29 年 10 月末現在の対象者 168 名である。(なお所得超過により対象とならなかったものは 2 名)

#### ●高校修学支援金制度への要望

##### 【就学支援金】

私立高校の就学支援金も重要、府単独の私立高校無償化政策による府財源への問題もある。多子世帯支援、子ども数に応じた所得の線引きを緩くしていくことも重要。

税制度における子ども 1 人あたりの基礎控除は所得への寄与度が低いので、所得制限を子ども数に応じてスライドさせるようなわかりやすさが必要。

子ども数に応じてメリハリをつける方が良い。

少子化解消のためには第2子、第3子に対し、加算額をつけていくという案もある。

#### 【奨学給付金】

奨学給付金については、第1子及び第2子の判定をするにあたり、兄弟姉妹の認定をする  
が、家庭事情に立ち入ることをしないと判断できない場合もあり非常に複雑な制度となっ  
ている。

国民健康保険の場合は、就労している兄弟姉妹であっても世帯加入になるので扶養してい  
ると申請者に主張されることもあり、対応に非常に苦慮している。

このような課題があるので、第1子、第2子の金額差をなくしてほしい。

#### 【その他】

就学支援金、奨学給付金は一定の役割は果たしているが、公立の高校の基礎学力保障など  
の仕組み〈設備、教職員配置〉が手当されていない。

学校の現状の厳しさはある、府立高校 138 校、支援学校 44 校の日々の学校運営のコスト  
がない。

建て替え待ちの学校も多数、施設設備や配管、電気容量などが昭和の発想でできており、  
新指導要領に対応できる状況にはない。

耐震、いじめ対策だけにコストをかけすぎている。

教員以外のカウンセラーなどにお金をかけているものの、教員の配置拡充や研修体制充実  
による質の向上策など教育のベースラインの資金が不足している。



平成 29 年度文部科学省委託事業  
「高校生等への修学支援の効果及び影響等に関する調査研究報告書」

発行 平成 30 年 3 月 31 日  
発行者 〒202-8585  
東京都西東京市新町 1-1-20  
武蔵野大学  
岩田 弘三  
042-468-9750  
k\_iwata@musashino-u.ac.jp

印刷・製本 (株)ワコー  
〒102-0072  
東京都千代田区飯田橋 3-11-7  
03-3230-2511